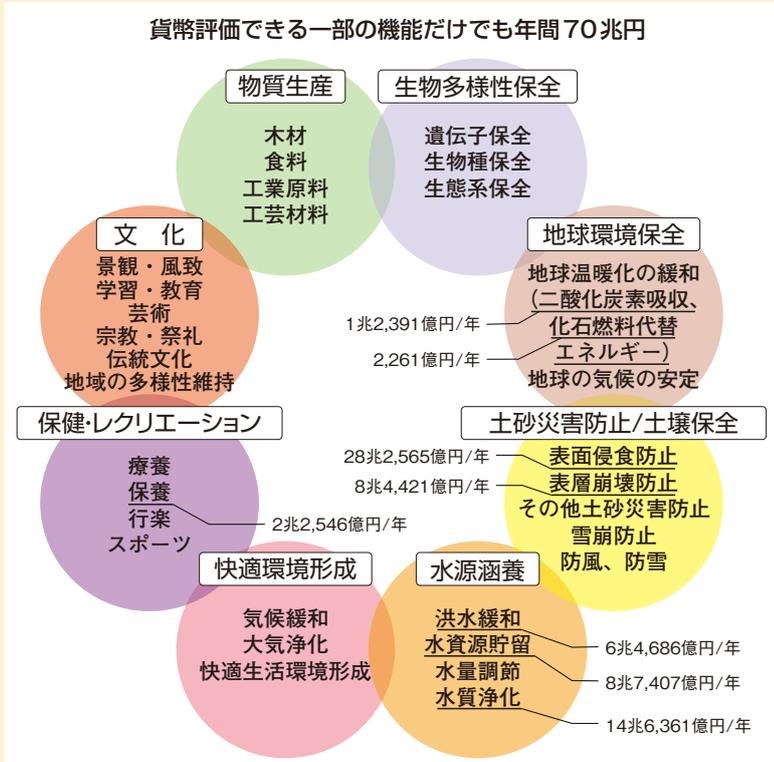


参考図表

森林の整備・保全

1 森林の有する多面的機能



注1：貨幣評価額は、機能によって評価方法が異なっている。また、評価されている機能は、多面的機能全体のうち一部の機能にすぎない。

注2：いずれの評価方法も、「森林がないと仮定した場合と現存する森林を比較する」など一定の仮定の範囲においての数字であり、少なくともこの程度には見積もられるといった試算の範疇を出ない数字であるなど、その適用に当たっては細心の注意が必要である。

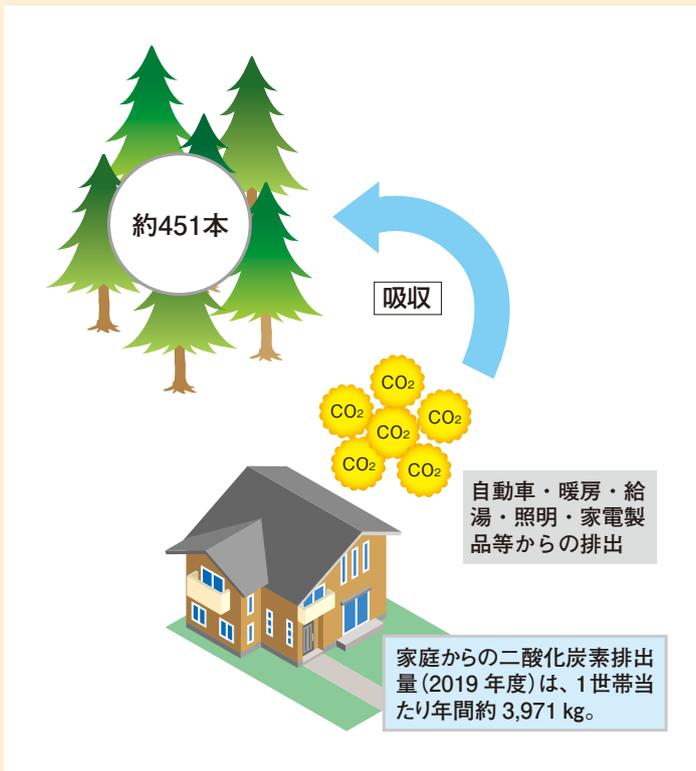
注3：物質生産機能については、物質を森林生態系から取り出す必要があり、一時的にせよ環境保全機能等を損なうおそれがあることから、答申では評価されていない。

注4：貨幣評価額は、評価時の貨幣価値による表記である。

注5：国内の森林について評価している。

資料：日本学術会議答申「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」及び同関連付属資料(平成13(2001)年11月)

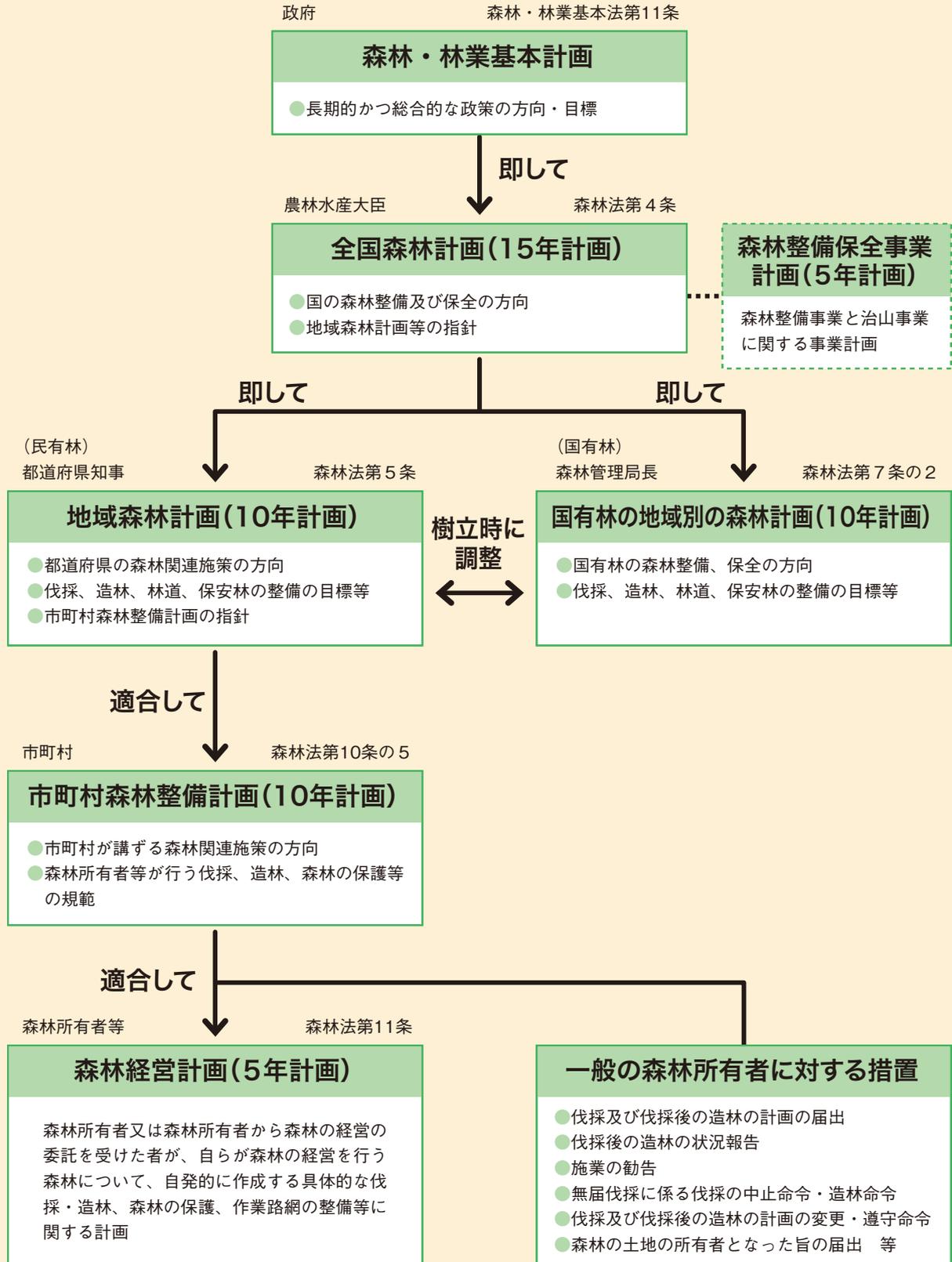
2 家庭からの二酸化炭素排出量とスギの二酸化炭素吸収量



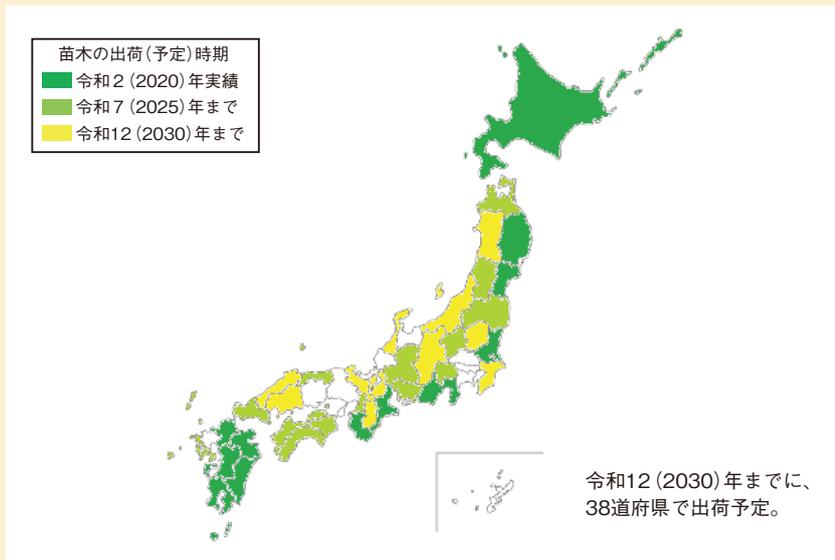
注：適切に手入れされている36~40年生のスギ人工林1haに1,000本の立木があると仮定した場合。

資料：温室効果ガスインベントリオフィス 全国地球温暖化防止活動推進センターホームページ「家庭からの二酸化炭素排出量(2019年度)」より

3 森林計画制度の体系



4 特定苗木の出荷(予定)



資料：林野庁整備課調べ(令和4(2022)年3月末現在)。

5 地方公共団体による森林整備等を主な目的とした住民税の超過課税の取組状況

【導入済み(37府県)】

北海道・東北地方	関東地方	中部地方	近畿地方	中国地方	四国地方	九州地方
岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	茨城県 栃木県 群馬県 神奈川県	富山県 石川県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県	三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県	愛媛県 高知県	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県

【主な用途(令和3(2021)年度)】

	森林整備・保全	普及啓発	木材利用促進	森林環境学習	人材育成
府県数	37	34	22	25	11

資料：林野庁森林利用課調べ。

6 「生物多様性国家戦略 2012-2020」(平成24(2012)年9月閣議決定)の概要

【基本戦略】

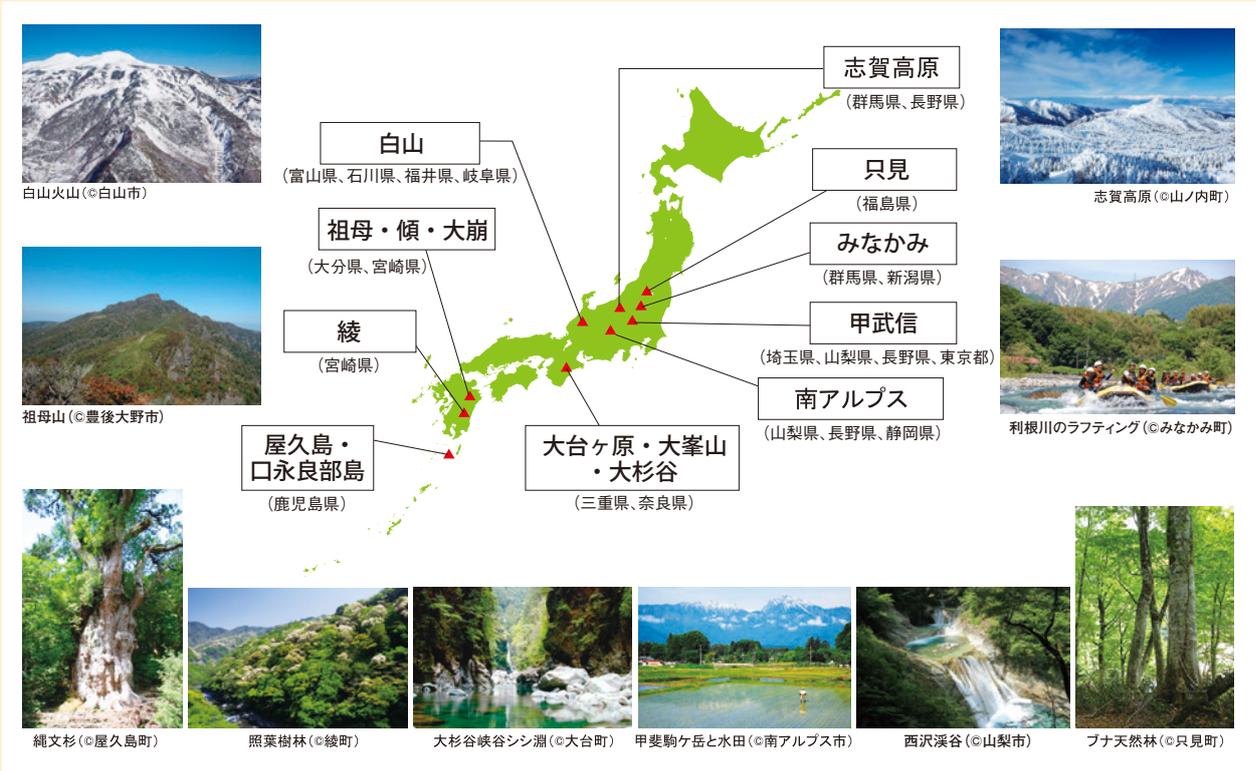
- 生物多様性を社会に浸透させる
- 地域における人と自然の関係を見直し、再構築する
- 森・里・川・海のつながりを確保する
- 地球規模の視野を持って行動する
- 科学的基盤を強化し、政策に結びつける

【森林関連の主な具体的施策】

- 森林・林業の再生に向けた適切で効率的な森林の整備及び保全、更新を確保するなどの多様な森林づくりを推進
- 国有林野における「保護林」や「緑の回廊」を通じ原生的な森林生態系や希少な生物が生育・生息する森林を保全・管理
- 防護柵等の設置、捕獲による個体数調整、防除技術の開発や生育・被害状況の調査などの総合的な鳥獣被害対策を推進
- 多様な森林づくり等について考慮するなど、生物多様性に配慮して海岸防災林を再生

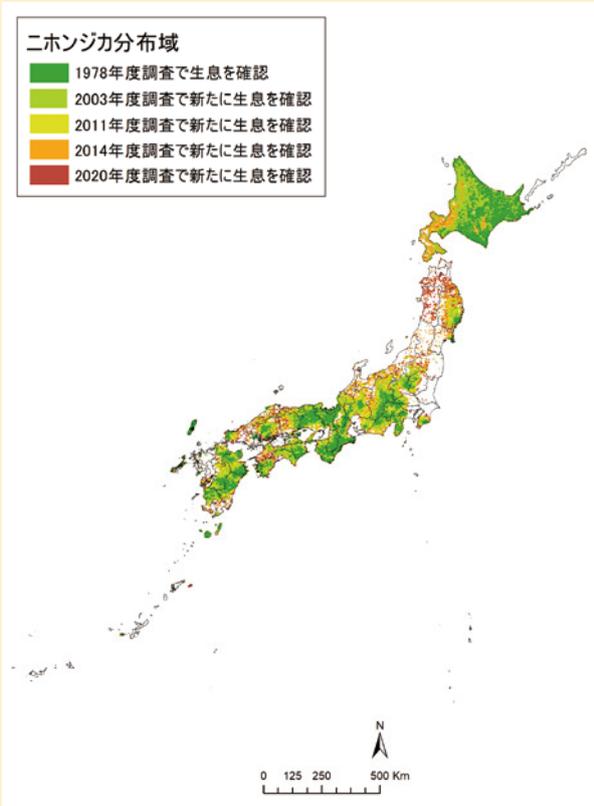
資料：「生物多様性国家戦略 2012-2020」(平成24(2012)年9月)

7 我が国のユネスコエコパーク



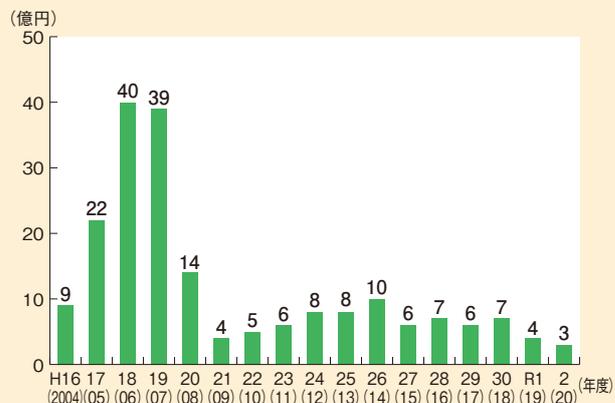
資料：文部科学省資料を基に林野庁森林利用課作成。

8 ニホンジカ分布域



資料：環境省「全国の本ジカ及びイノシシの生息分布調査について」

9 森林保険における保険金支払額の推移

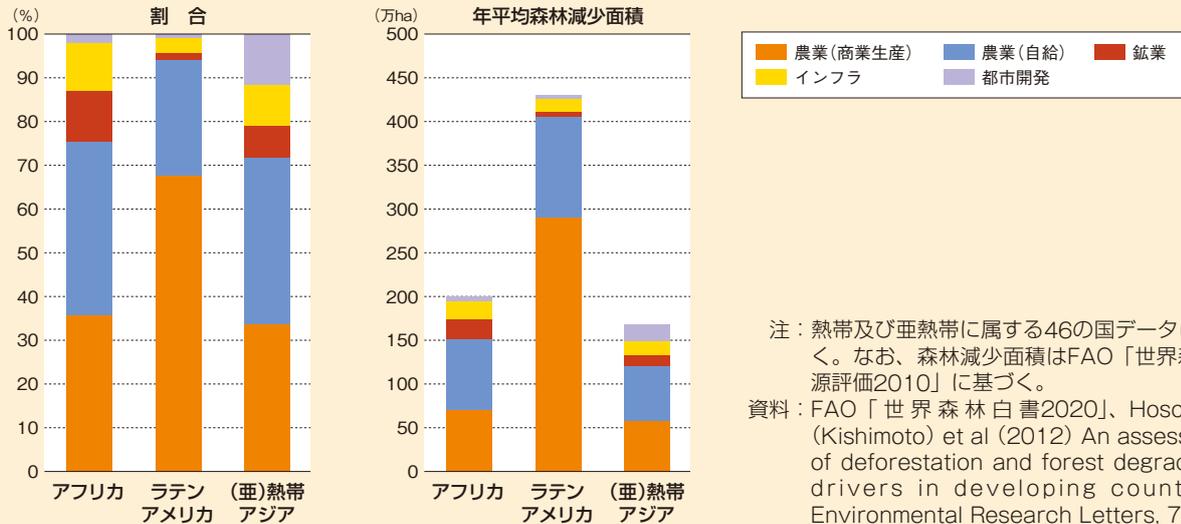


資料：平成26(2014)年度までは、林野庁「森林国営保険事業統計書」、平成27(2015)年度以降は、国立研究開発法人森林研究・整備機構(平成27(2015)年度は、国立研究開発法人森林総合研究所)「事業報告書」。

参考資料

国際的な取組

10 地域別の森林減少の要因(2000~2010年)

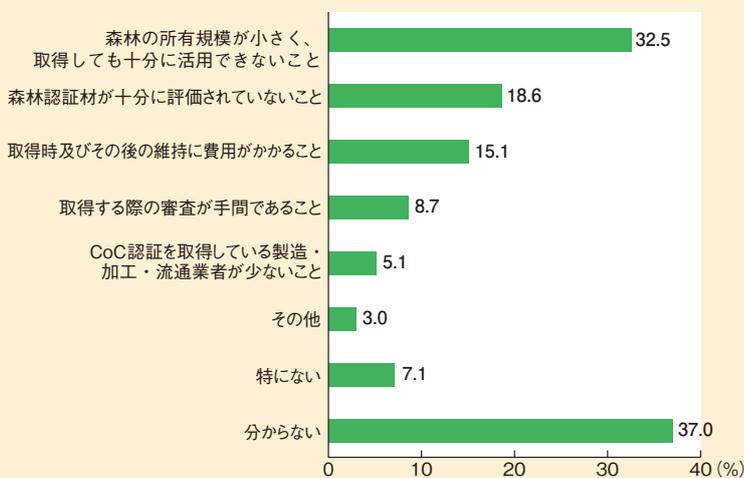


11 国連における持続可能な森林経営に関する政府間対話の概要

年	会議名	概要
1992	国連環境開発会議(UNCED、地球サミット)	・アジェンダ21(森林減少対策等)の採択 ・森林原則声明の採択
1995~1997	森林に関する政府間パネル(IPF)会合	・IPF行動提案取りまとめ
1997~2000	森林に関する政府間フォーラム(IFF)会合	・IFF行動提案取りまとめ ・「森林に関する国際的な枠組」の採択(IFF4)
2001~	国連森林フォーラム(UNFF)会合	・「全てのタイプの森林に関する法的拘束力を伴わない文書(NLBI)」の採択
2015	国連森林フォーラム第11回会合(UNFF11)	・「2015年以降の森林に関する国際的な枠組」の採択
2017	国連森林フォーラム特別会合	・「国連森林戦略計画2017-2030」(UNSPF)の採択 ・「4ヶ年作業計画2017-2020」の採択

資料：林野庁計画課作成。

12 森林認証取得に当たり障害と思われること(複数回答)



注：林業経営体を対象とした調査結果。有効回答数は690経営体。
資料：農林水産省「森林資源の循環利用に関する意識・意向調査」(令和3(2021)年2月)

13 「愛知目標」(2010年)における主な森林関係部分の概要

<目標5>	2020年までに、森林を含む自然生息地の損失速度を少なくとも半減。
<目標7>	2020年までに、生物多様性の保全を確保するよう、農林水産業が行われる地域を持続的に管理。
<目標11>	2020年までに、少なくとも陸域・内陸水域の17%、沿岸域・海域の10%を保護地域システム等により保全。
<目標15>	2020年までに、劣化した生態系の15%以上の回復等を通じて、気候変動の緩和と適応、砂漠化対処に貢献。

資料：The Strategic Plan for Biodiversity 2011-2020 and the Aichi Biodiversity Targets (UNEP/CBD/COP/DEC/X/2)

林業

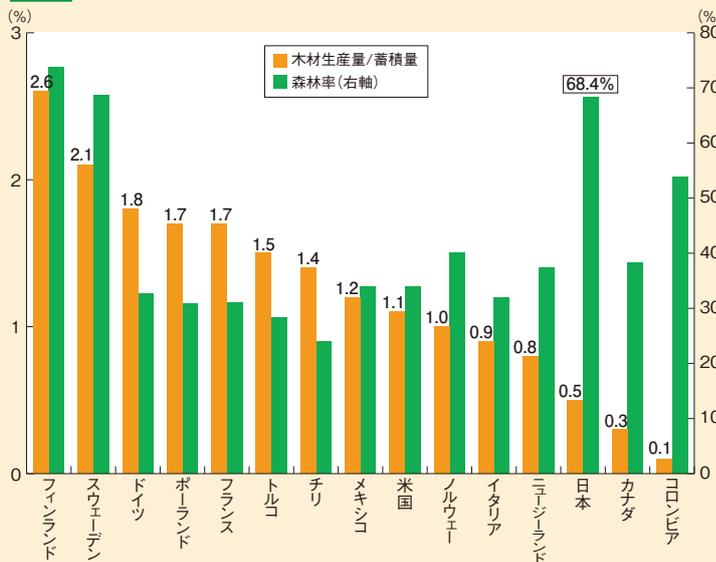
14 主要樹種の都道府県別素材生産量(令和2(2020)年の生産量が多い10道県)

(単位: 万m³)

	スギ	ヒノキ	カラマツ	広葉樹
1	宮崎 174	熊本 23	北海道 131	北海道 54
2	秋田 99	岡山 22	岩手 25	岩手 24
3	大分 82	愛媛 22	長野 23	福島 12
4	青森 70	高知 21	青森 5	秋田 10
5	熊本 69	大分 18	山梨 4	島根 9
6	岩手 64	静岡 15	群馬 4	広島 8
7	福島 60	岐阜 14	秋田 2	鹿児島 8
8	宮城 48	栃木 13	福島 2	青森 6
9	鹿児島 43	三重 13	愛知 2	宮城 5
10	栃木 36	宮崎 10	岐阜 1	熊本 4

資料: 農林水産省「令和2年木材需給報告書」

15 諸外国の森林蓄積量に対する木材生産量の比率



	OECD加盟国森林蓄積量上位15か国		日本	
	木材生産量 (百万m ³)	森林蓄積量 (百万m ³)	木材生産量/蓄積量 (%)	木材生産量/蓄積量 (%)
2010	999	134,268	0.74	0.37
2017	1,128	138,314	0.82	0.55

注1: OECD加盟国(2022年2月時点)のうち、2017年における森林蓄積量上位15か国の比較(ポルトガル、オーストラリア、ベルギー、イスラエルについては森林蓄積量が報告されていないため除いている)。

注2: 木材生産量は「FAOSTAT」による2017年の丸太生産量の数値。森林蓄積量は「世界森林資源評価2020」による2017年の数値。森林率は「世界森林資源評価2020」を基に算出した、2017年の数値。

資料: 国際連合食糧農業機関(FAO)「FAOSTAT」(2021年12月16日現在有効なもの)、FAO「世界森林資源評価2020」を基に林野庁企画課作成。

16 林家・林業経営体の関係イメージ図

林家 690,047戸
保有山林面積が1ha以上の世帯

個人経営体* 27,776経営体
個人(世帯)で事業を行う林業経営体。法人化している者を含まない。

自伐林家*

家族経営体 28,128経営体
世帯で事業を行う林業経営体。法人化している者を含む。

林業経営体 34,001経営体

①保有山林面積が3ha以上かつ過去5年間に林業作業を行うか森林経営計画を作成している、②委託を受けて育林を行っている、③委託や立木の購入により過去1年間に200m³以上の素材生産を行っているのいずれかに該当する者

林業経営体の組織形態には、個人経営体、民間事業体(株式会社等)、森林組合、地方公共団体・財産区等を含む。(家族経営体は、2005年農林業センサスから2015年農林業センサスまでの区分)

*個人経営体: 林業経営体の定義②③のように保有山林を持たないものも含むが、ほとんどが林家と考えられる。

*自伐林家: 明確な定義はないが、保有山林において素材生産を行う家族経営体と考えたと約3,000経営体。

資料: 農林水産省「2020年農林業センサス」を基に林野庁企画課作成(家族経営体については組替集計。)



17 林業経営体数の組織形態別内訳

(単位：経営体)

林業経営体	
法人化していない経営体	29,080
個人経営体	27,776
法人化している経営体	4,093
法人経営(会社・森林組合等)	3,602
農事組合法人	72
その他法人	419
地方公共団体・財産区	828
合計	34,001

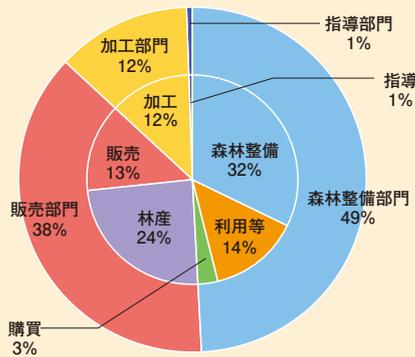
注：法人化している経営体のうち、その他法人には、公益法人、宗教法人、医療法人、NPO法人等が該当する。
資料：農林水産省「2020年農林業センサス」

18 林業所得の内訳

項目	単位	平成30(2018)年
林業粗収益	万円	378
素材生産	//	214
立木販売	//	21
その他	//	143
造林補助金	//	65
林業経営費	//	274
請負わせ料金	//	107
雇用労賃	//	31
その他	//	137
林業所得	//	104
伐採材積	m ³	210

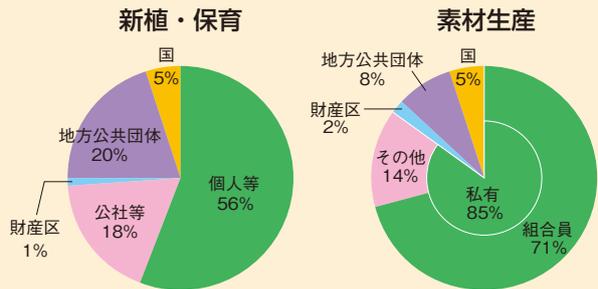
注1：家族経営体の林業所得の内訳。
2：伐採材積は保有山林分である。
3：平成30(2018)年調査から、造林補助金については林業粗収益に含めた。
4：計の不一致は四捨五入による。
資料：農林水産省「平成30年林業経営統計調査報告」

19 森林組合における事業取扱高の割合



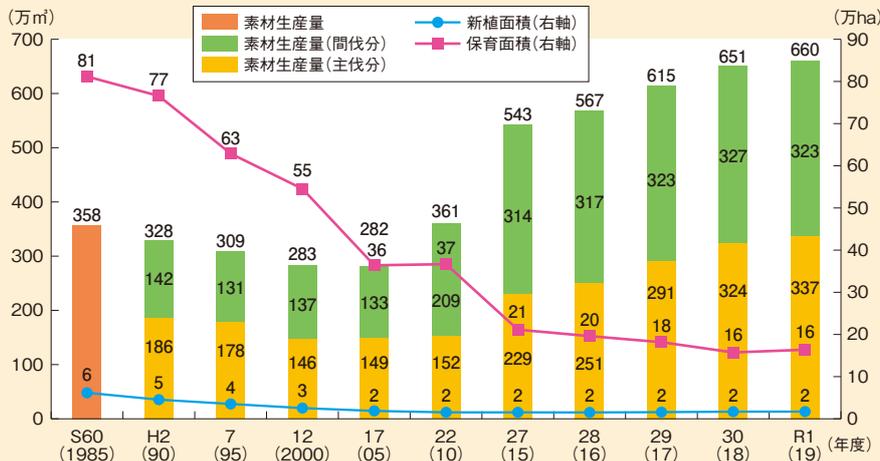
注：計の不一致は四捨五入による。
資料：林野庁「令和元年度森林組合統計」

20 森林組合への作業依頼者別割合



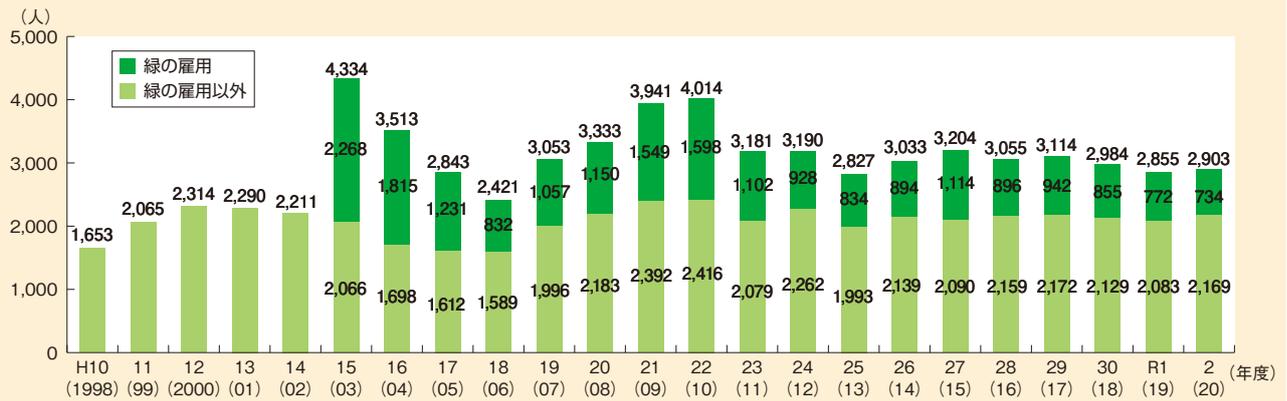
注1：「個人等」は、国、地方公共団体、財産区、公社等を除く個人や会社。「公社等」には、国立研究開発法人森林研究・整備機構を含む。「私有」は、国、地方公共団体、財産区を除く個人や会社。
2：「新植・保育」については依頼者別の面積割合、「素材生産」については依頼者別の数量割合。
資料：林野庁「令和元年度森林組合統計」

21 森林組合の事業量の推移



注1：昭和60(1985)年度以前は素材生産量を主伐と間伐に分けて調査していない。
2：計の不一致は四捨五入による。
資料：林野庁「森林組合統計」

22 新規就業者数(現場技能者として林業経営体へ新規に就業した者の集計値)の推移



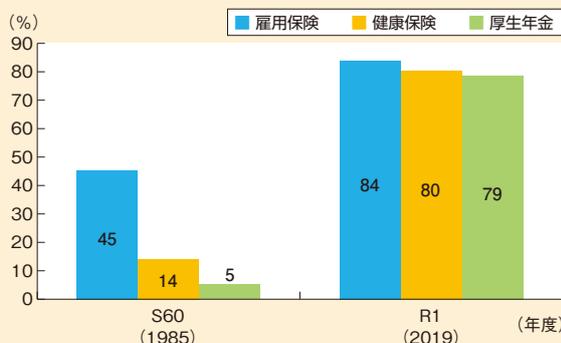
注：「緑の雇用」は、「緑の雇用」新規就業者育成推進事業等による1年目の研修を修了した者を集計した値。
資料：林野庁ホームページ「林業労働力の動向」

23 全国の林業大学校一覧

道府県等	名称	道府県等	名称
北海道	北海道立北の森づくり専門学院	兵庫県	兵庫県立森林大学校
青森県	青い森林業アカデミー	奈良県	奈良県フォレスターアカデミー
岩手県	いわて林業アカデミー	和歌山県	和歌山県農林大学校
秋田県	秋田林業大学校	鳥取県 日南町	日南町立にちなん中国山地林業アカデミー
山形県	山形県立農林大学校	島根県	島根県立農林大学校
群馬県	群馬県立農林大学校	徳島県	とくしま林業アカデミー
福井県	ふくい林業カレッジ	高知県	高知県立林業大学校
長野県	長野県林業大学校	熊本県	くまもと林業大学校
岐阜県	岐阜県立森林文化アカデミー	大分県	おおいた林業アカデミー
静岡県	静岡県立農林環境専門職大学 ・農林環境専門職大学短期大学部	宮崎県	みやざき林業大学校
京都府	京都府立林業大学校		

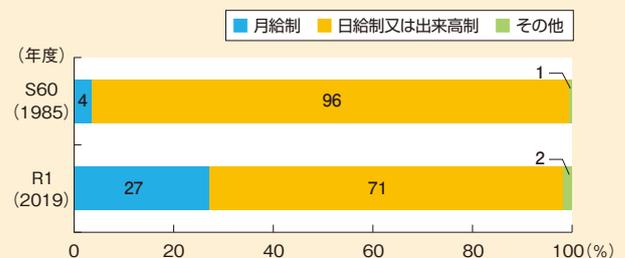
注1：学校教育法に基づく専修学校や各種学校、自治体の研修機関で、修学・研修期間は1～2年間であるものを、道府県等が「林業大学校」等として設置している。
注2：静岡県立農林大学校は、静岡県立農林環境専門職大学及び農林環境専門職大学短期大学部に移行・開学。
資料：林野庁研究指導課調べ(令和4(2022)年3月末現在)。

24 森林組合の雇用労働者の社会保険等への加入割合



注：昭和60(1985)年度は作業班員の数値、令和元(2019)年度は雇用労働者の数値である。
資料：林野庁「森林組合統計」

25 森林組合の雇用労働者の賃金支払形態割合の推移



注1：「月給制」には、月給・出来高併用を、「日給制又は出来高制」には、日給・出来高併用を含む。
注2：昭和60(1985)年度は作業班員の数値、令和元(2019)年度は雇用労働者の数値である。
注3：計の不一致は四捨五入による。
資料：林野庁「森林組合統計」



26 森林経営計画制度の概要

- 平成23(2011)年の森林法改正により、**面的まとまりのある森林を対象に施業集約化や効率的な路網整備を進め、持続的な森林経営を確保していく森林経営計画制度を創設**、平成24(2012)年4月から施行。
- 森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が、自らが経営を行う森林について、自発的に作成する、具体的な伐採・造林、森林の保護、作業路網の整備等に関する計画。

森林経営計画

・地形界等で括られた面的まとまりのある森林を単位とした森林経営計画の作成により、持続的な森林経営を推進

意欲ある者による施業集約化

搬出間伐の推進



効率的な路網整備

高効率な作業システム

効率的かつ継続的な施業による安定的な木材供給の実現

目的

一体的なまとまりを持った森林における計画的・効率的な森林の施業等を通じた、森林の有する多面的機能の十全な発揮

作成者

森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者

要件

(林班計画) 林班等の面積の2分の1以上の森林
 (区域計画) 市町村が定める一定の区域内で30ha以上の森林 (平成26(2014)年4月から施行)
 (属人計画) 自ら所有している100ha以上の森林

計画内容

森林経営の長期方針、森林の現況と伐採・造林計画、鳥獣害防止森林区域内における鳥獣害防止の方法、森林の保護、路網の整備等

計画期間

5年

認定者

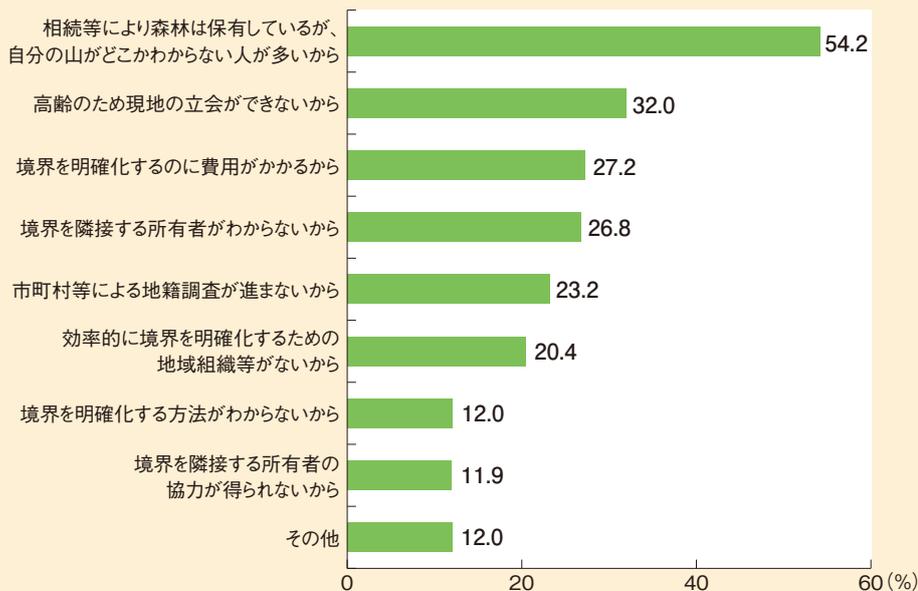
市町村長等

メリット

所得税・相続税等の特例措置、日本政策金融公庫等における融資条件の優遇、各種補助金等の支援対象

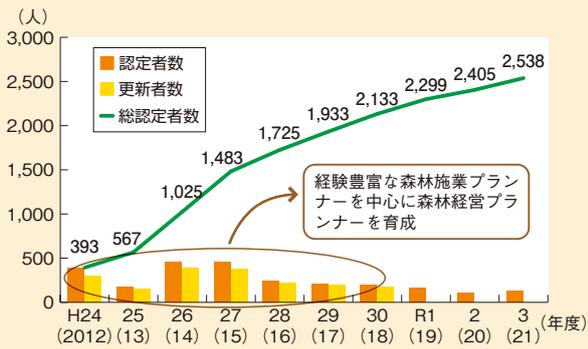
資料：林野庁計画課作成。

27 森林の境界の明確化が進まない理由(複数回答)



注：「2015年農林業センサス」における林業経営体を対象とした調査結果。
 資料：農林水産省「森林資源の循環利用に関する意識・意向調査」(令和3(2021)年2月)

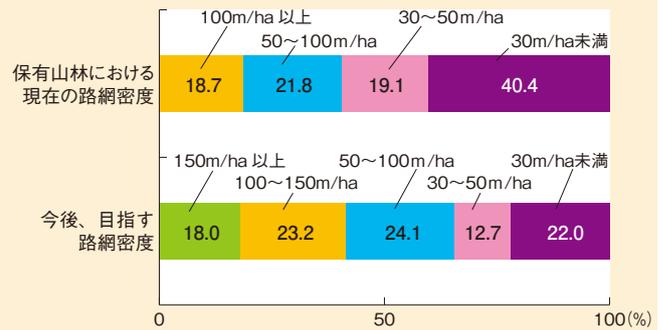
28 認定森林施業プランナー数の推移



注：更新期間が3年のため、直近3年間の更新者数は該当なし。

資料：森林施業プランナー協会調べ。

29 林業経営体における路網整備の状況と意向

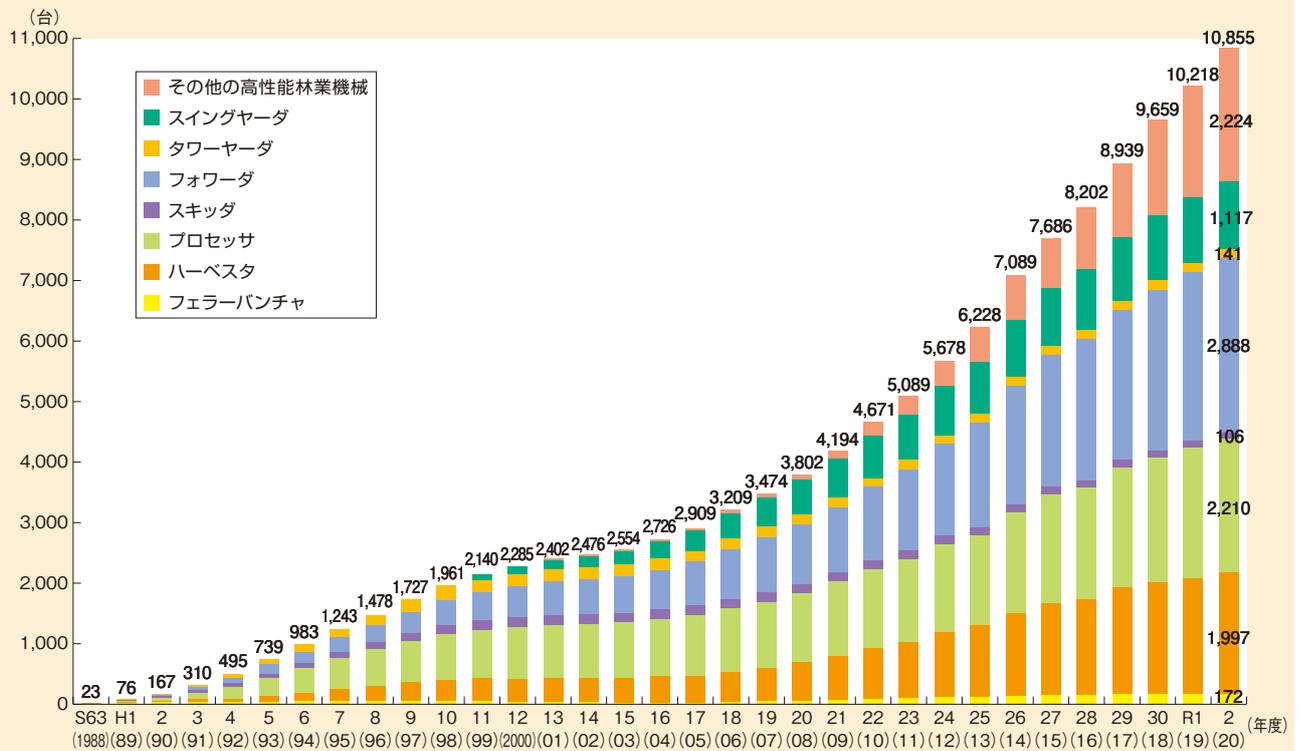


注1：林業経営体を対象とした調査結果。

注2：無回答者を除く。

資料：農林水産省「森林資源の循環利用に関する意識・意向調査」(令和3(2021)年2月)を基に林野庁作成。

30 高性能林業機械の保有台数の推移



注1：林業経営体が自己で使用するために、当該年度中に保有した機械の台数を集計したものであり、保有の形態(所有、他からの借入、リース、レンタル等)、保有期間の長短は問わない。

2：平成10(1998)年度以前はタワーヤーダの台数にスイングヤーダの台数を含む。

3：平成12(2000)年度から「その他の高性能林業機械」の台数調査を開始した。

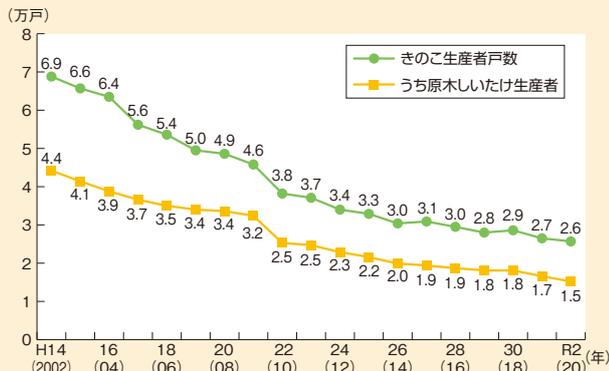
4：国有林野事業で所有する林業機械を除く。

資料：林野庁「森林・林業統計要覧」、林野庁ホームページ「高性能林業機械の保有状況」



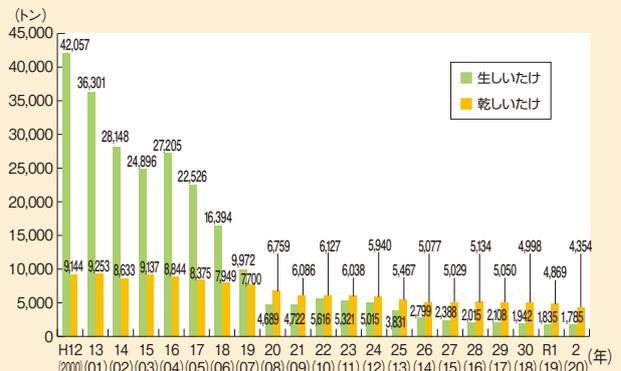
特用林産物

31 きのご生産者戸数の推移



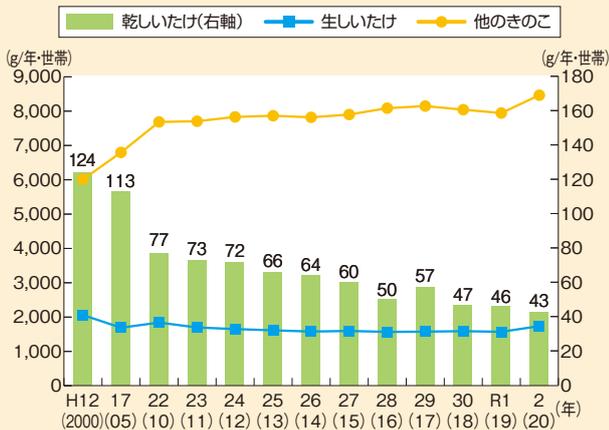
資料：林野庁「特用林産基礎資料」

32 しいたけの輸入量の推移



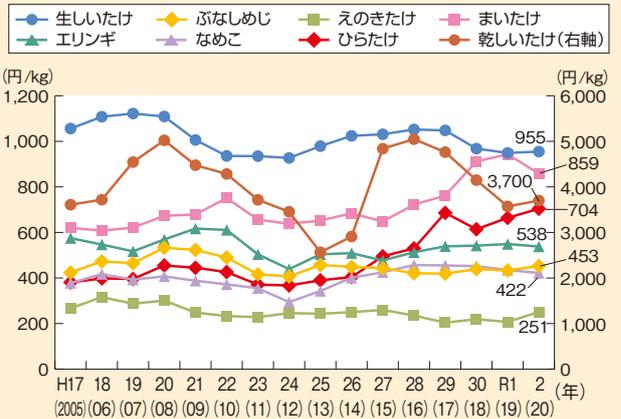
資料：林野庁「特用林産基礎資料」

33 きのご類の年間世帯購入数量の推移



資料：総務省「家計調査」(2人以上の世帯)

34 きのご類の価格の推移

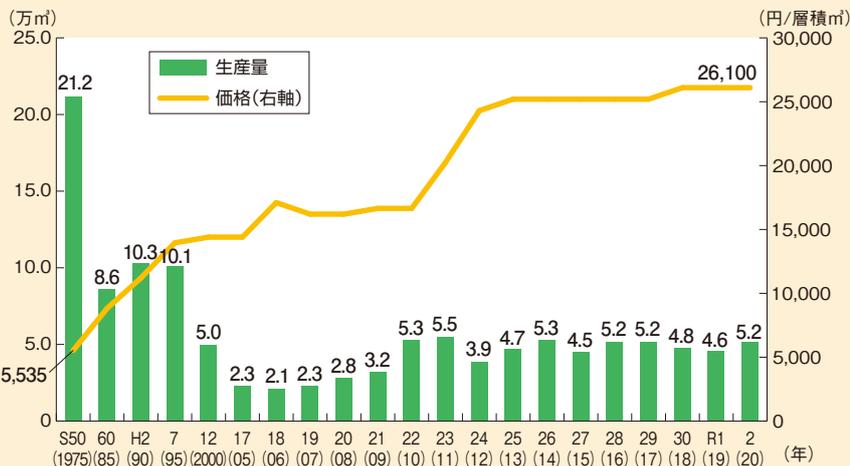


注1：乾しいたけの価格は全国主要市場における年平均価格(全品柄の平均価格)。

注2：ひらたけの価格は平成26(2014)年までは東京都中央卸売市場における年平均価格、平成27(2015)年以降は生産者出荷価格。

資料：林野庁「特用林産基礎資料」

35 薪の生産量(販売向け)と価格の推移



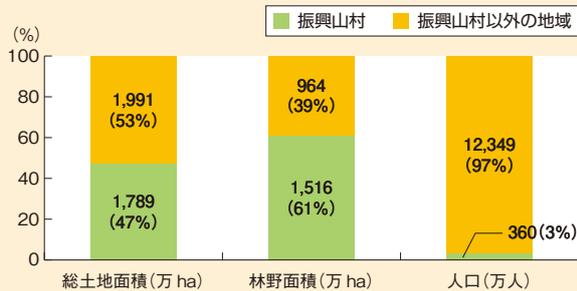
注1：生産量は丸太換算値。1層積m³を丸太0.625m³に換算。

注2：価格は卸売業者仕入価格。

資料：林野庁「特用林産基礎資料」

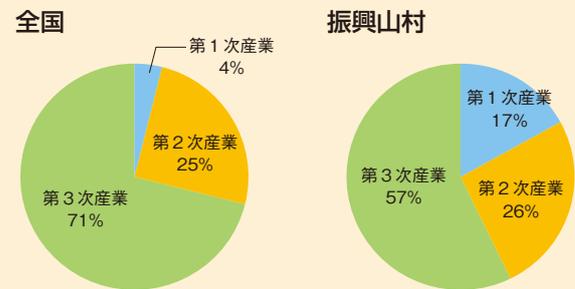
山村（中山間地域）

36 全国に占める振興山村の割合



注：総土地面積及び林野面積は平成27(2015)年2月1日現在。人口は平成27(2015)年10月1日現在。
資料：総務省「平成27年国勢調査」、農林水産省「2015年農林業センサス」を基に林野庁作成。

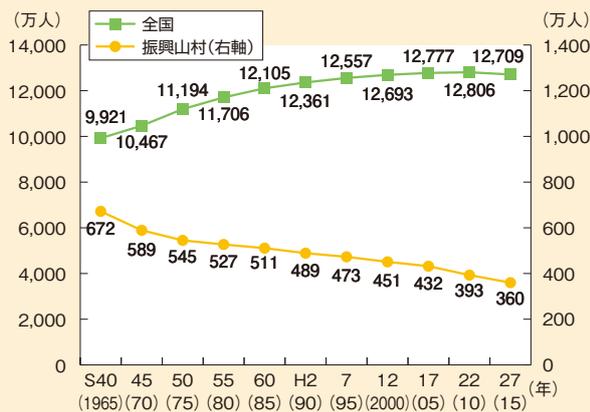
37 産業別就業人口の割合 (平成27(2015)年)



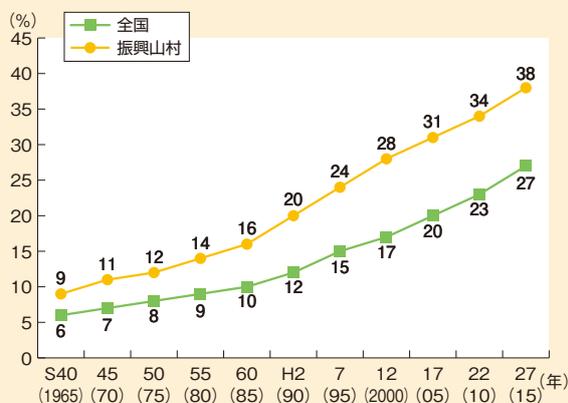
注：総数には「分類不能の産業」を含まない。
資料：総務省「平成27年国勢調査」を基に林野庁作成。

38 全国と振興山村の人口及び高齢化率の推移

【人口の推移】

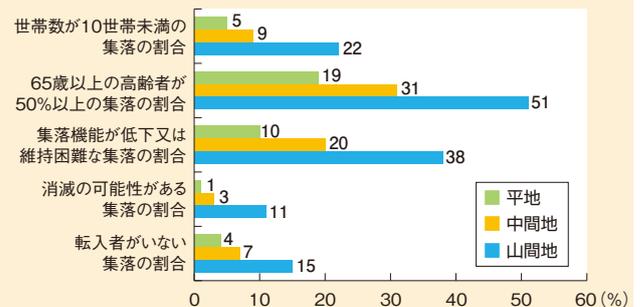


【高齢化率(65歳以上の人口比率)の推移】



資料：平成22(2010)年までは総務省「国勢調査」、林野庁「森林・林業統計要覧」、平成27(2015)年は総務省「平成27年国勢調査」を基に林野庁作成。

39 過疎地域の集落の状況



注：「山間地」は、林野率が80%以上の集落、「中間地」は、山間地と平地の中間にある集落、「平地」は、林野率が50%未満かつ耕地率が20%以上の集落。
資料：総務省及び国土交通省「過疎地域等における集落の状況に関する現況把握調査」(令和2(2020)年3月)

40 都市と農山漁村の交流に関する意識

【都市地域と農山漁村地域の交流の必要性】

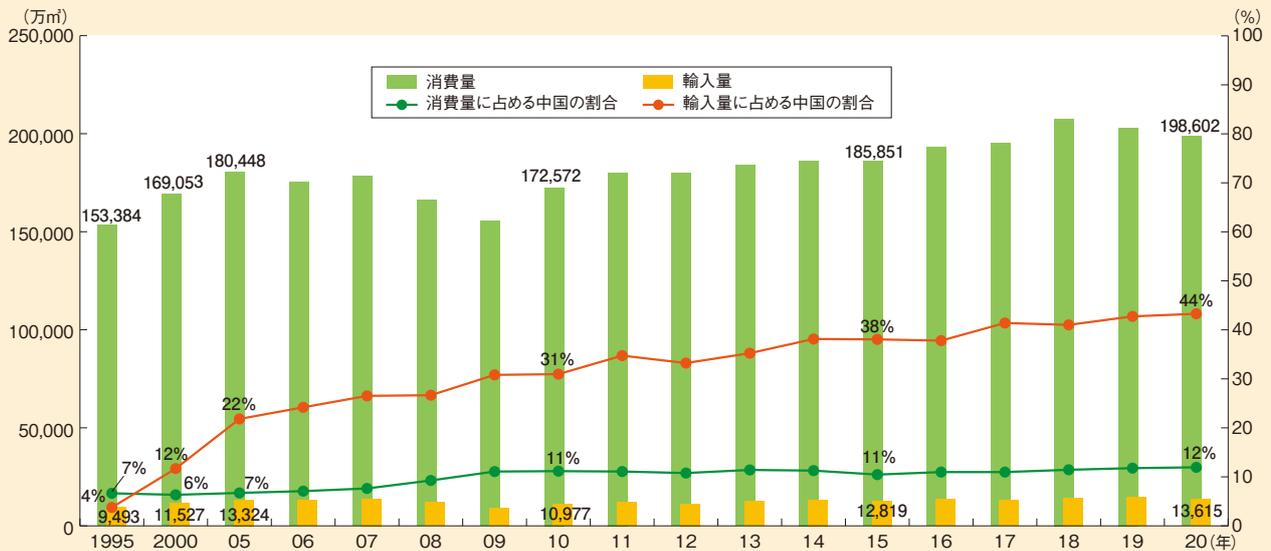


注：計の不一致は四捨五入による。
資料：内閣府「農山漁村に関する世論調査」(令和3(2021)年6月調査)

参考資料

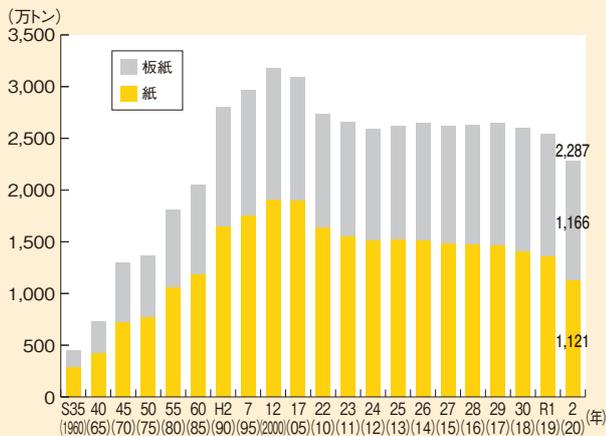
木材需給

41 世界の産業用丸太消費量及び輸入量の推移



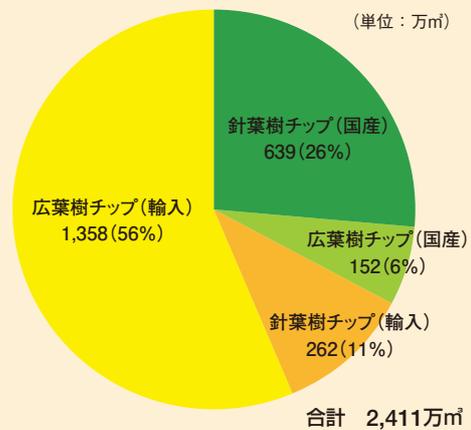
注：消費量は生産量に輸入量を加え、輸出量を除いたもの。
資料：FAO「FAOSTAT」（2021年12月16日現在有効なもの）

42 紙・板紙生産量の推移



資料：経済産業省「経済産業省生産動態統計年報 紙・印刷・プラスチック製品・ゴム製品統計編」

43 パルプ生産に利用されたチップの内訳

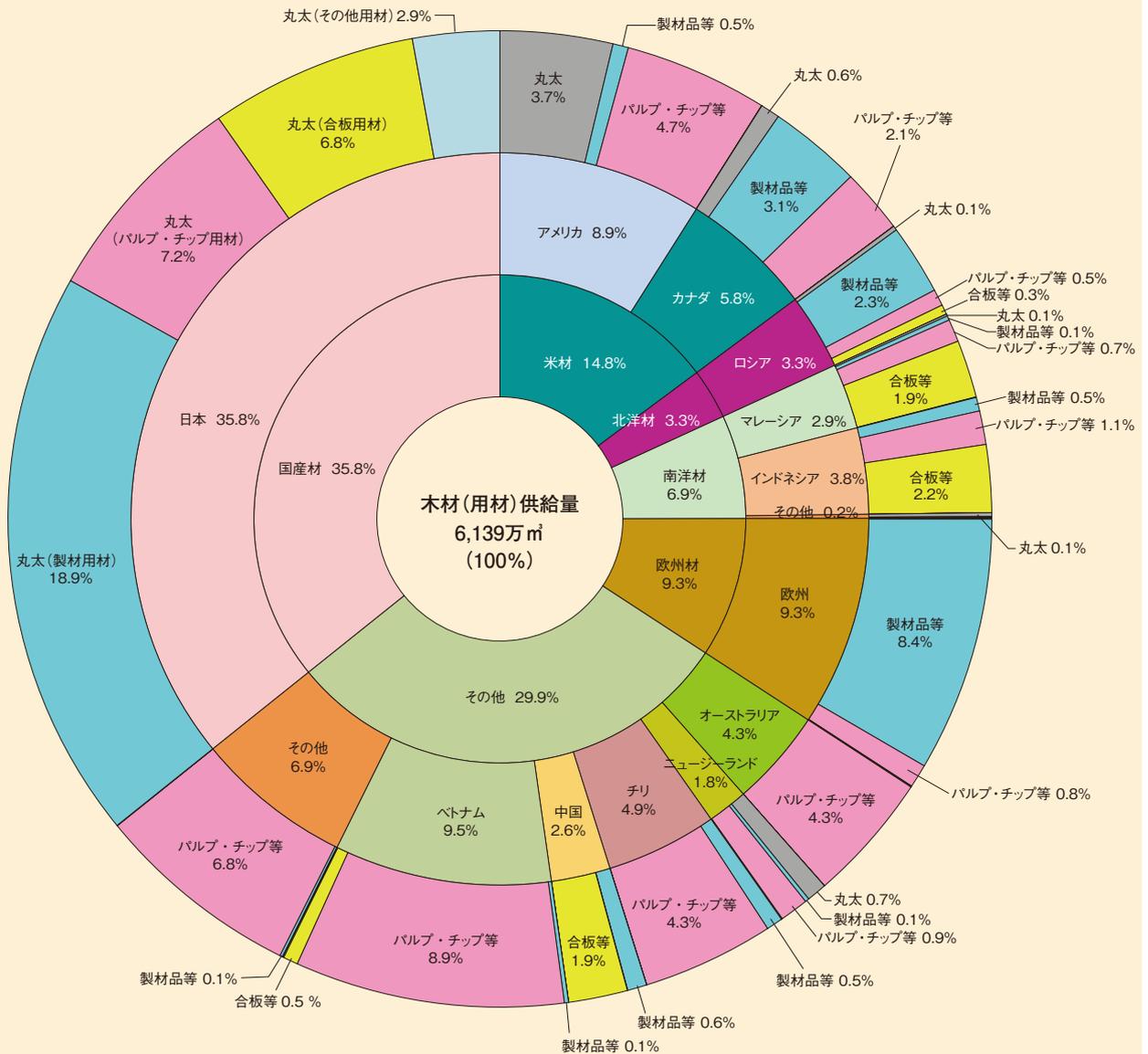


注1：国産チップには、輸入材の残材・廃材や輸入丸太から製造されるチップを含む。

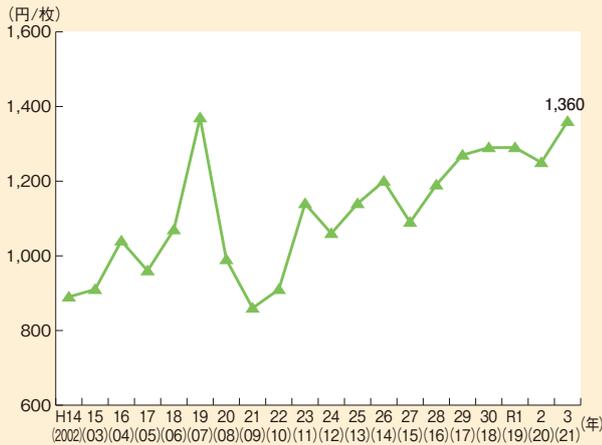
注2：パルプ生産に利用されたチップの数量であり、パーティクルボード、ファイバーボード等の原料や、発電等エネルギー源（燃料材）として利用されたチップの数量は含まれていない。

資料：経済産業省「2020年経済産業省生産動態統計年報 紙・印刷・プラスチック製品・ゴム製品統計編」

44 我が国の木材(用材)供給状況(令和2(2020)年)



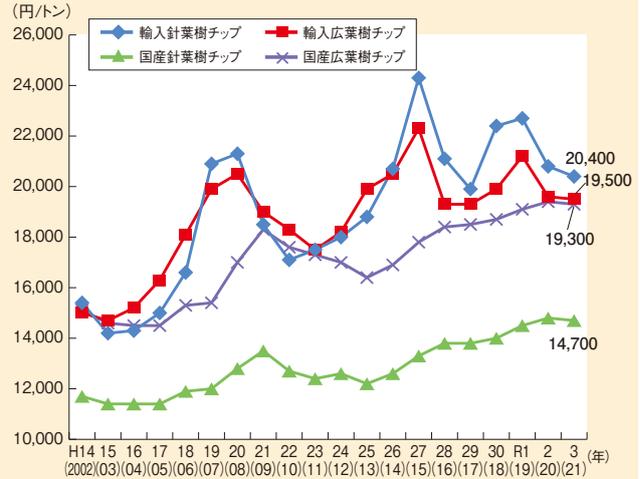
45 針葉樹合板価格の推移



注1: 「針葉樹合板」(厚さ1.2cm、幅91.0cm、長さ1.82m)は1枚当たりの価格。
 注2: 平成25(2013)年の調査対象の見直しにより、平成25(2013)年以降のデータは、平成24(2012)年までのデータと必ずしも連続していない。また、平成30(2018)年の調査対象の見直しにより、平成30(2018)年以降のデータは、平成29(2017)年までのデータと連続していない。

資料: 農林水産省「木材需給報告書」

46 紙・パルプ用木材チップ価格の推移



注1: 国産の木材チップ価格はチップ工場渡し価格、輸入された木材チップ価格は着港渡し価格。
 注2: 平成18(2006)年以前は、m³当たり価格をトン当たり価格に換算。
 注3: 「国産針葉樹チップ」、「国産広葉樹チップ」については、平成25(2013)年の調査対象の見直しにより、平成25(2013)年以降のデータは、平成24(2012)年までのデータと必ずしも連続していない。また、平成30(2018)年の調査対象の見直しにより、平成30(2018)年以降のデータは、平成29(2017)年までのデータと連続していない。

資料: 農林水産省「木材需給報告書」、財務省「貿易統計」(令和3(2021)年のデータについては、確々報値)

47 農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略(R3年12月改訂)について

戦略の趣旨

○2025年2兆円・2030年5兆円目標の達成は、海外市場で求められるスペック(量・価格・品質・規格)の産品を専門的・継続的に生産・販売する(=「マーケットイン」)体制整備が不可欠

改訂の概要

○輸出拡大実行戦略フォローアップ(R3年5月)で掲げた具体的な対応策などを踏まえ、R4年度に実施する施策、R5年度以降の実施に向け検討する施策について、その方向性を決定

3つの基本的な考え方と具体的施策

1. 日本の強みを最大限に発揮するための取組

- ①輸出重点品目(28品目)と輸出目標の設定
- ②重点品目に係るターゲット国・地域、輸出目標、手段の明確化
- ③品目団体の組織化とその取組の強化
- ④輸出先国における専門的・継続的な支援体制の強化
- ⑤JETRO・JFOODOと品目団体等の連携
- ⑥日本食・食文化の情報発信

2. マーケットインの発想で輸出にチャレンジする事業者の支援

- ⑦リスクを取って輸出に取り組む事業者への投資の支援
- ⑧マーケットインの発想に基づく輸出産地・事業者の育成・展開
- ⑨大ロット・高品質・効率的な輸出等に対応可能な輸出物流の構築
- ⑩輸出を後押しする農林水産・食品事業者の海外展開の支援

3. 政府一体となった輸出の障害の克服

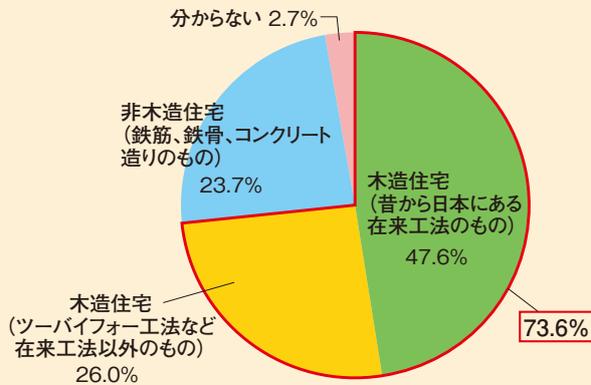
- ⑪輸出先国における輸入規制の撤廃
- ⑫輸出加速を支える政府一体としての体制整備
- ⑬輸出先国・地域の規制やニーズに対応した加工食品等への支援
- ⑭日本の強みを守るための知的財産対策強化

4. 新たな取組を実現するための法制度の見直し

- ⑮輸出促進法やJAS法の改正
- ⑯輸出拡大に関連した植物防疫法の改正
- ⑰金融・税制による幅広い支援

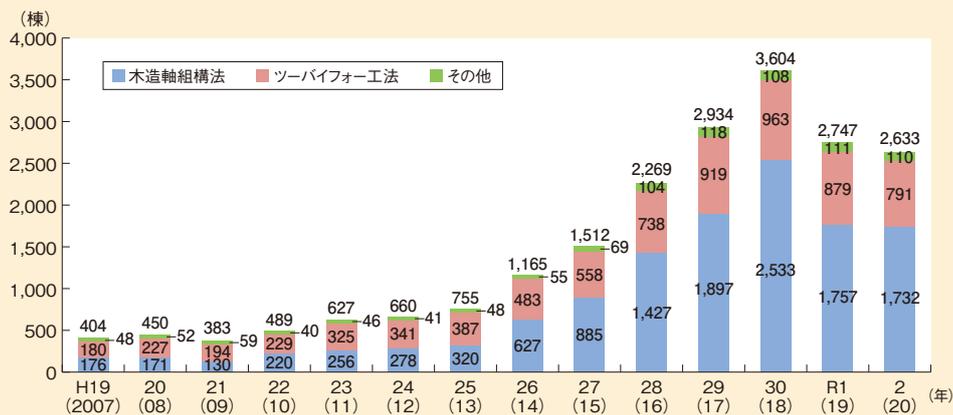
木材利用

48 森林と生活に関する世論調査 木造住宅の意向に関する調査結果



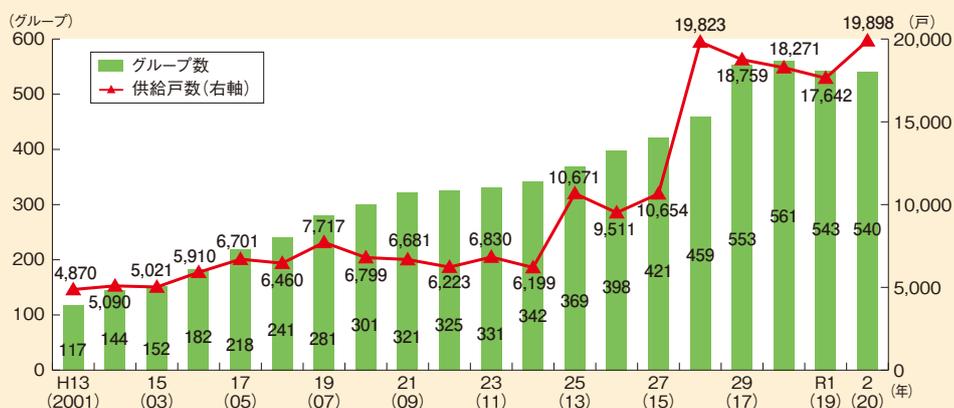
資料：内閣府「森林と生活に関する世論調査」(令和元(2019)年10月)

49 木造3階建て以上の共同住宅の建築確認棟数の推移



資料：国土交通省「木造3階建て以上・丸太組構法建築確認統計」

50 「顔の見える木材での家づくり」グループ数及び供給戸数の推移



注：供給戸数は前年実績。
資料：林野庁木材産業課調べ。



51 国が整備する公共建築物における木材利用推進状況

整備及び使用実績	単位	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度
旧基本方針 ^{注1} において積極的に木造化を促進するとされている低層(3階建て以下)の公共建築物等	棟数【A】	98	83	154
	延べ面積(m ²)	11,957	14,011	15,905
うち、木造で整備を行った公共建築物	棟数【B】	77	72	132
	延べ面積(m ²)	9,051	13,698	13,861
うち、各省各庁において木造化になじまない等と判断された公共建築物	棟数	21	11	22
うち、施設が必要とする機能等の観点から木造化が困難であったもの ^{注2}	棟数【C】	13	3	16
うち、木造化が可能であったもの ^{注2}	棟数	8	8	6
木造化率【B/A】		78.6%	86.7%	85.7%
施設が必要とする機能等の観点から木造化が困難であったものを除いた木造化率【B/(A-C)】		90.6%	90.0%	95.7%
内装等の木質化を行った公共建築物 ^{注3}	棟数	169	132	220
木材の使用量 ^{注4}	m ³	4,206	5,372	5,286

注1：旧基本方針とは、「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」(平成22(2010)年10月4日農林水産省、国土交通省告示第3号)をいう。

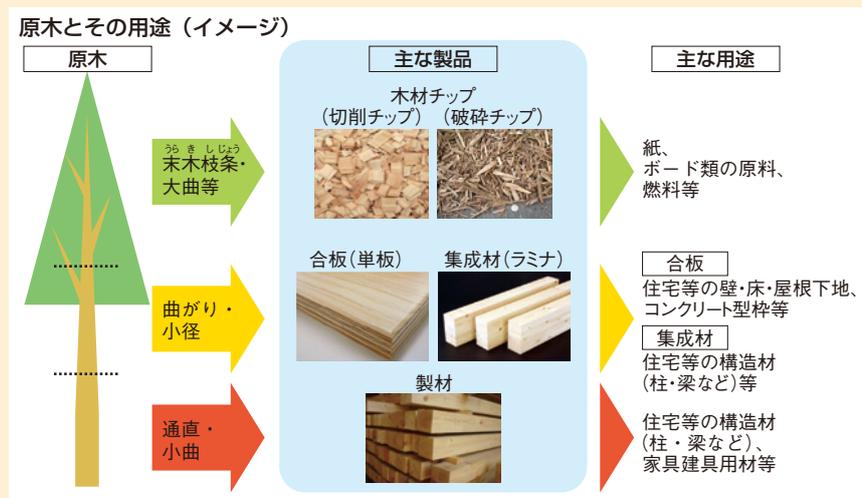
注2：林野庁・国土交通省の検証チームが、各省各庁にヒアリングを行い、検証をした結果。

注3：木造で整備を行った公共建築物の棟数は除いたもので集計。

注4：当該年度に完成した公共建築物において、木造化及び木質化による木材使用量。木造で整備を行った公共建築物のうち、使用量が不明なものは、0.22m³/m²で換算した換算値。また、内装等に木材を使用した公共建築物で、使用量が不明なものについての木材使用量は未計上。

資料：林野庁プレスリリース「令和3年度 建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況」等について(令和4(2022)年4月1日付け)

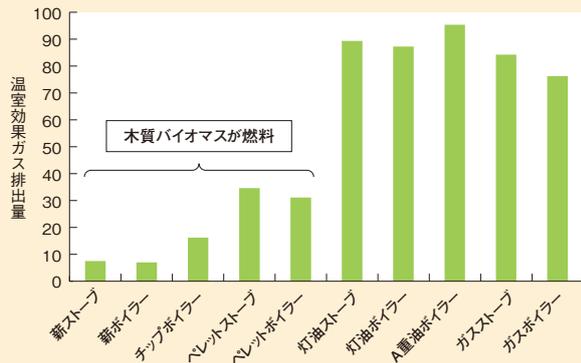
52 原木とその用途



資料：林野庁作成。

53 燃料別の温室効果ガス排出量の比較

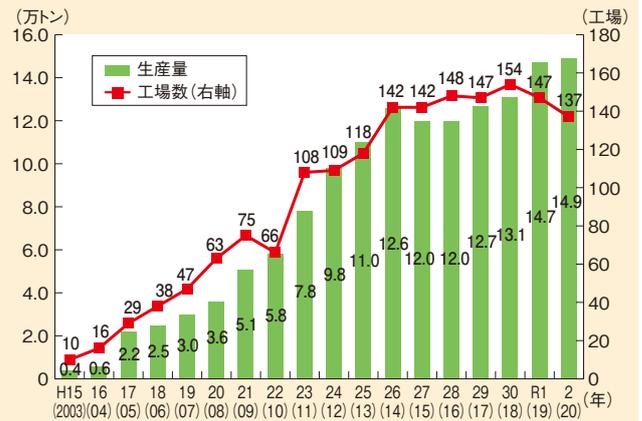
(kg-CO2eq/GJ)



注：それぞれの燃料を専用の熱利用機器で燃焼した場合の単位発熱量当たりの原料調達から製造、燃焼までの全段階における二酸化炭素排出量。

資料：株式会社森のエネルギー研究所「木質バイオマスLCA評価事業報告書」(平成24(2012)年3月)

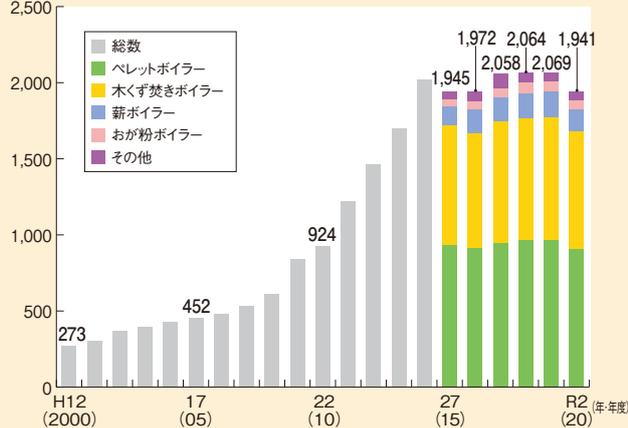
54 木質ペレットの生産量の推移



資料：平成21(2009)年までは、林野庁木材利用課調べ。平成22(2010)年以降は、林野庁「特用林産基礎資料」。

55 木質資源利用ボイラー数の推移

(基)



注：平成26(2014)年以前は、各年度末時点の数値。平成27(2015)年以降は、各年末時点の数値。

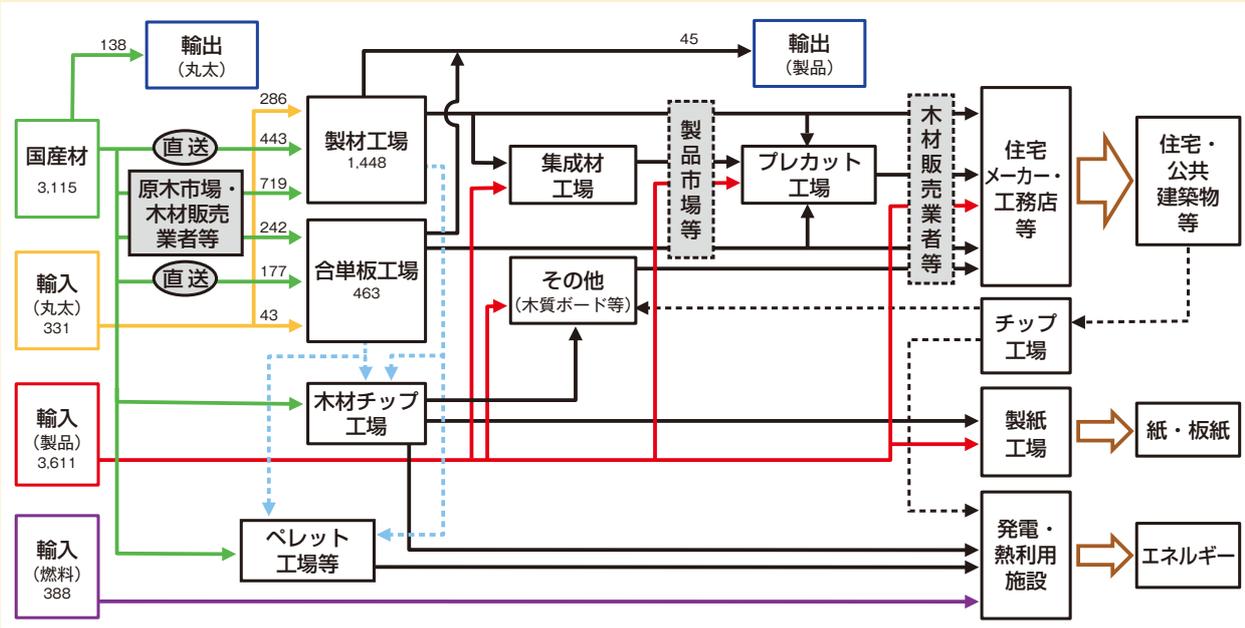
資料：平成26(2014)年度までは、林野庁木材利用課調べ。平成27(2015)年以降は、農林水産省「木質バイオマスエネルギー利用動向調査」。



木材産業

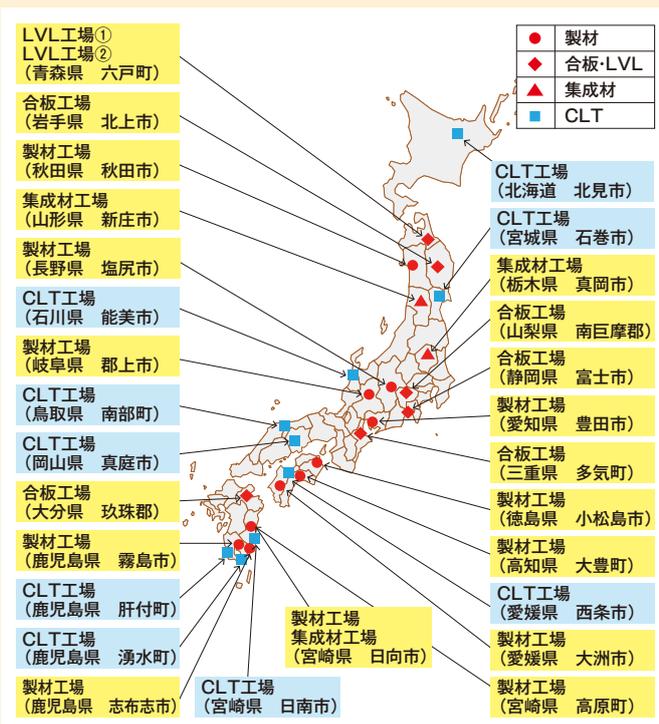
56 木材加工・流通の概観

単位：万㎡(丸太換算)



- 注1：主な加工・流通について図示。また、図中の数値は令和2(2020)年の数値で、統計上把握できるものを記載している。
- 2：「直送」を通過する矢印には、製材工場及び合単板工場が入荷した原木のうち、素材生産業者等から直接入荷した原木のほか、原木市売市場との間で事前に取り決めた素材の数量、造材方法等に基づき、市場の土場を経由せず、伐採現場や中間土場から直接入荷した原木が含まれる。「令和3年度森林及び林業の動向」第三章第3節(2) 155-156ページを参照。
- 3：点線の枠を通過する矢印には、これらを経由しない木材の流通も含まれる。また、その他の矢印には、木材販売業者等が介在する場合が含まれる(ただし、「直送」を通過するものを除く)。
- 4：製材工場及び合単板工場から木材チップ工場及びペレット工場への矢印には、製紙工場、発電・熱利用施設が製材工場及び合単板工場から直接入荷したものが含まれる。
- 資料：林野庁「令和2(2020)年木材需給表」等を基に林野庁作成。

57 近年整備された大型木材加工工場及びCLT工場の分布状況



注：製材、合板・LVL、集成材工場については、平成24(2012)年度以降に新設された工場、令和4(2022)年2月現在で、年間の国産材消費量3万㎡以上(原木換算)のものを記載。CLTについては、令和4(2022)年2月末現在の主な生産工場を記載。

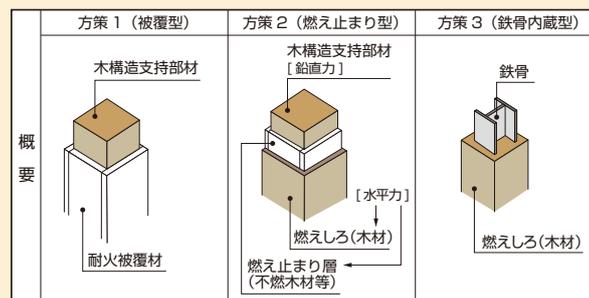
資料：林野庁木材産業課調べ。

58 CLTの普及に向けた新ロードマップ～更なる利用拡大に向けて～

課題	取組事項	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 継続実施 新規施策 </div>					目指す姿
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
CLTの認知度が低い	CLTに関する情報の発信・CLTを用いた建築物の評価の向上	消費者・事業者等に向けたPR活動の展開					国民にCLTの魅力やその活用の社会的意義などが広く理解される。
		大規模イベント等における活用の促進					
		SDGs・ESG投資等への寄与の「見える化」等					
	モデル的なCLT建築物等の整備の促進	モデル的・先導的建築物の建築、実証事業等の推進					
		先駆性の高い建築物・製品の顕彰制度の推進					
		公共建築物等への積極的な活用					
コスト面の優位性が低い	まとまった需要の確保	公共建築物等への積極的な活用（再掲）					CLT製品価格が7～8万円/m ² となり、他工法と比べコスト面でデメリットが解消される。
	効率的な量産体制の構築	製造施設の整備（令和6年度末までに年間50万m ² のCLT生産体制を目指す）					
		CLTパネル等の寸法等の規格化に向けた連携体制の構築	規格化されたCLTパネル等の普及				
		低コストの接合方法等の開発	低コスト接合方法等の普及				
建築コスト関連の情報提供	S造やRC造等とのコスト比較等に関する情報の提供						
需要に応じたタイムリーな供給を行っていない	安定的供給体制の構築	製造施設の整備（再掲）					全国どこでも、需要者からのリクエストに対して安定的に供給される体制が整備される。
		製造メーカー間の連携による安定供給体制の構築	製造メーカー間の連携による安定供給を推進				
CLTの活用範囲が狭い	建築基準・材料規格の合理化	中層CLT建築物の構造計算等の合理化・普及					幅広い範囲の建築物、構造物等でCLTの活用が進む。
		幅広い層構成の基準強度の設定等	告示の普及等				
		効率性の高い非等厚CLT等の規格の拡充	規格の普及				
	建築以外の分野での活用	土木分野で活用可能な製品の開発推進	土木分野での活用の実証				
CLTの設計・施工等をしてくれる担い手がみつかりにくい	設計者等の設計技術等の向上	設計者・施工者等に向けた講習会等の推進					CLT建築物の設計等を行うことの出来る設計者等が増加し、必要な設計者等を円滑に選定できる。
		設計者への一元的サポートの推進					
	設計等のプロセスの合理化	設計・積算ツールの開発			設計・積算ツールの普及		
		建築物の部材製造、設計、施工プロセスの一体的デジタル化の推進					
担い手情報の提供	担い手に関する情報の積極的提供						
CLTの維持・管理の方法が分かりにくい	適切な維持・管理情報の提供	既存建築におけるCLT等の木質材料の維持・管理について分析・整理			CLT等の木質材料の維持・管理に関する留意点等の普及		建築主等の中で適切な維持・管理の方法が的確に理解される。

資料：CLT活用促進に関する関係省庁連絡会議

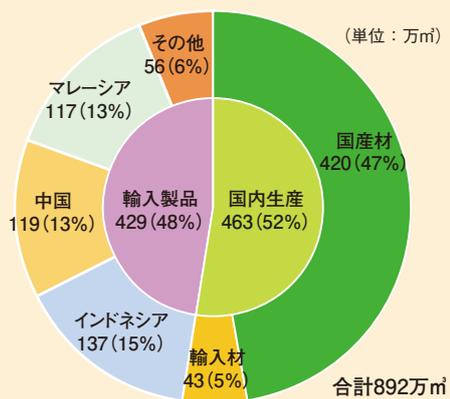
59 木質耐火構造の方式



資料：一般社団法人木を活かす建築推進協議会（2013）「ここまでできる木造建築の計画」

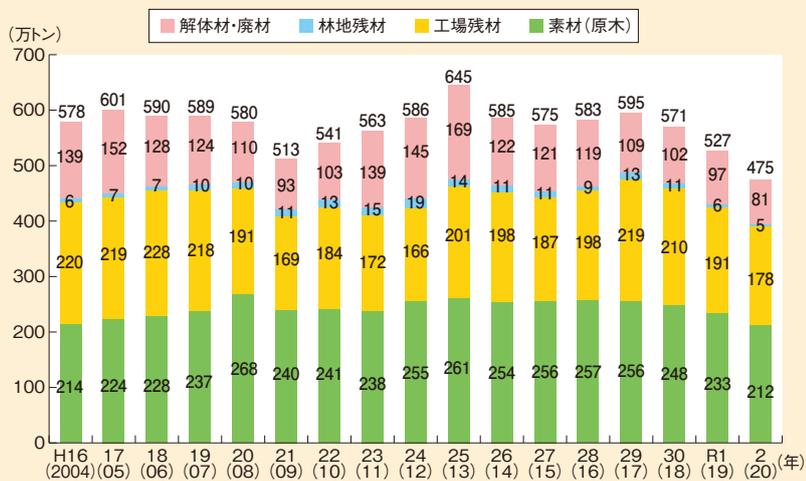


60 合板供給量の状況(令和2(2020)年)



注1：数値は合板用材の供給量で丸太換算値。
 注2：薄板、単板及びブロックボードに加工された木材を含む。
 注3：計の不一致は四捨五入による。
 資料：林野庁「令和2(2020)年木材需給表」、財務省「貿易統計」

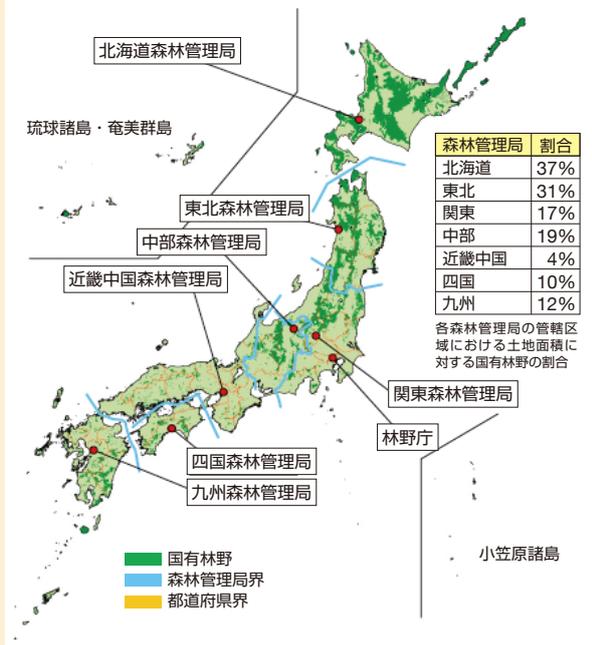
61 木材チップ生産量の推移



注：燃料用チップを除く。
 資料：農林水産省「木材需給報告書」

国有林野

62 国有林野の分布



資料：国有林野の面積は農林水産省「令和2年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」、土地面積は国土交通省「令和3年全国都道府県市区町村別面積調（7月1日時点）」。

64 我が国の世界自然遺産の陸域に占める国有林野の割合

遺産名	陸域面積 (ha)	国有林野面積 (ha)	国有林野の割合
知床	48,700	45,989	94%
白神山地	16,971	16,971	100%
屋久島	10,747	10,260	95%
小笠原諸島	6,358	5,170	81%
奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島	42,698	28,891	68%
計	125,474	107,281	86%

資料：林野庁経営企画課調べ。

66 国有林野事業の現場を活用した現地検討会等の実施状況

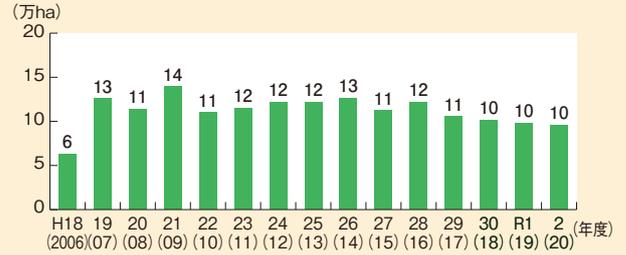
区分	実施状況
実施回数	201回
延べ参加人数	6,257人
うち民有林関係者	3,024人

注1：令和2（2020）年度に、森林管理局や森林管理署等が主催又は共催した、作業システム、低コスト造林等をテーマとした現地検討会等の実施状況。

注2：民有林関係者とは、国有林野事業職員以外で、地方公共団体や林業事業者の職員等。

資料：農林水産省「令和2年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」

63 国有林野における間伐面積の推移



資料：農林水産省「令和2年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」、林野庁「森林・林業統計要覧」

65 公益的機能維持増進協定の締結状況

概要	森林管理局	協定区域の管轄署等	協定数	協定面積 (ha)
森林整備（間伐）の実施	東北	上小阿仁支署	1	31
		仙台森林管理署	1	7
	関東	天竜森林管理署	2	60
		塩那森林管理署	1	24
		茨城森林管理署	2	65
		日光森林管理署	4	231
	中部	北信森林管理署	2	27
	近畿中国	奈良森林管理事務所	1	27
		広島北部森林管理署	1	14
	四国	嶺北森林管理署	1	47
九州		鹿児島森林管理署	1	38
外来種の駆除	関東（小笠原）	関東森林管理局（局直轄）	1	2
		九州	屋久島森林管理署	1
計			20	595

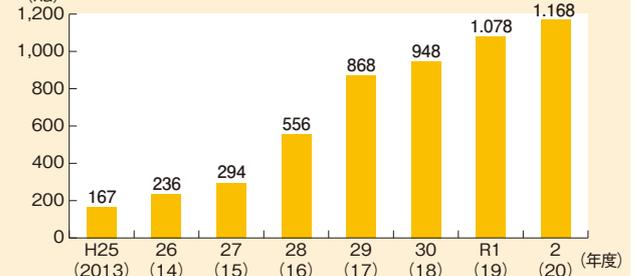
注1：計の不一致は四捨五入による。

注2：令和3（2021）年3月末現在の状況。

注3：協定数20のうち、上小阿仁支署、天竜署1か所、日光署2か所、北信署2か所、奈良所、広島北部署、嶺北署、鹿児島署、関東局（局直轄）、屋久島署の協定は終了している。

資料：林野庁経営企画課調べ。

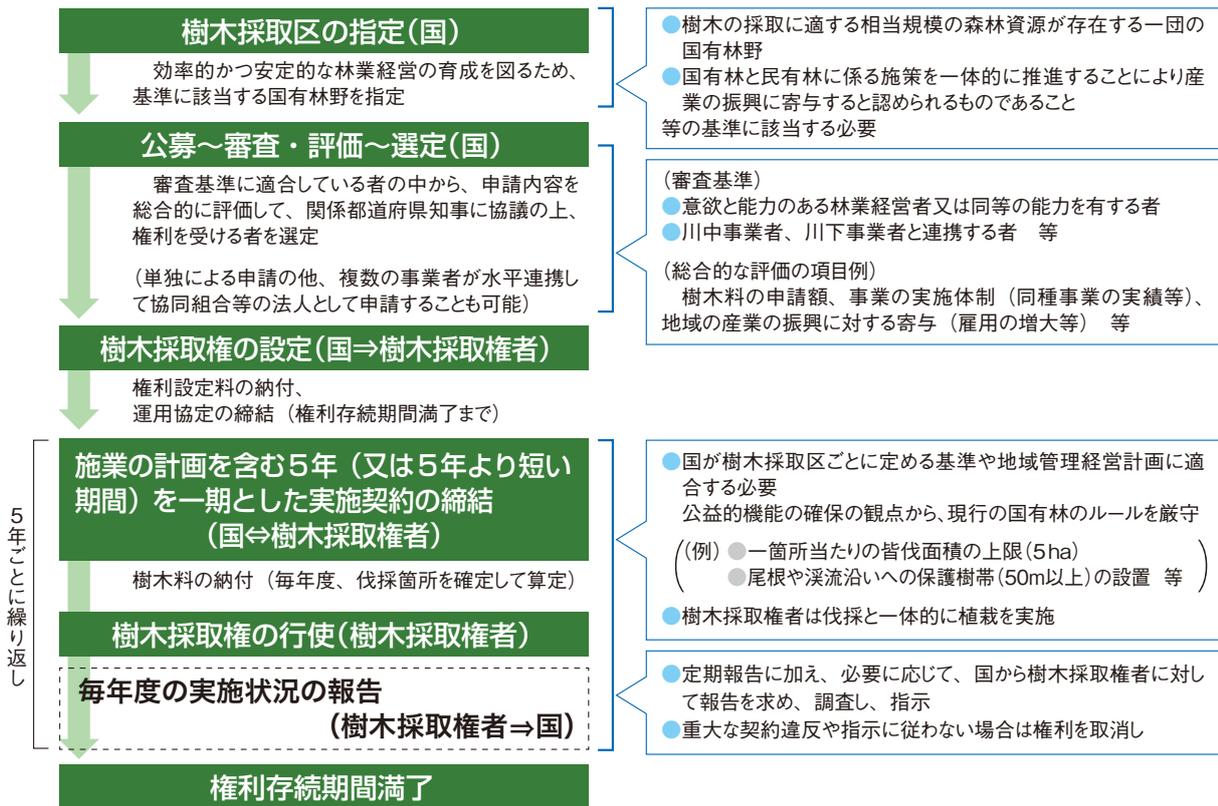
67 国有林野における伐採と造林の一貫作業の実行面積の推移



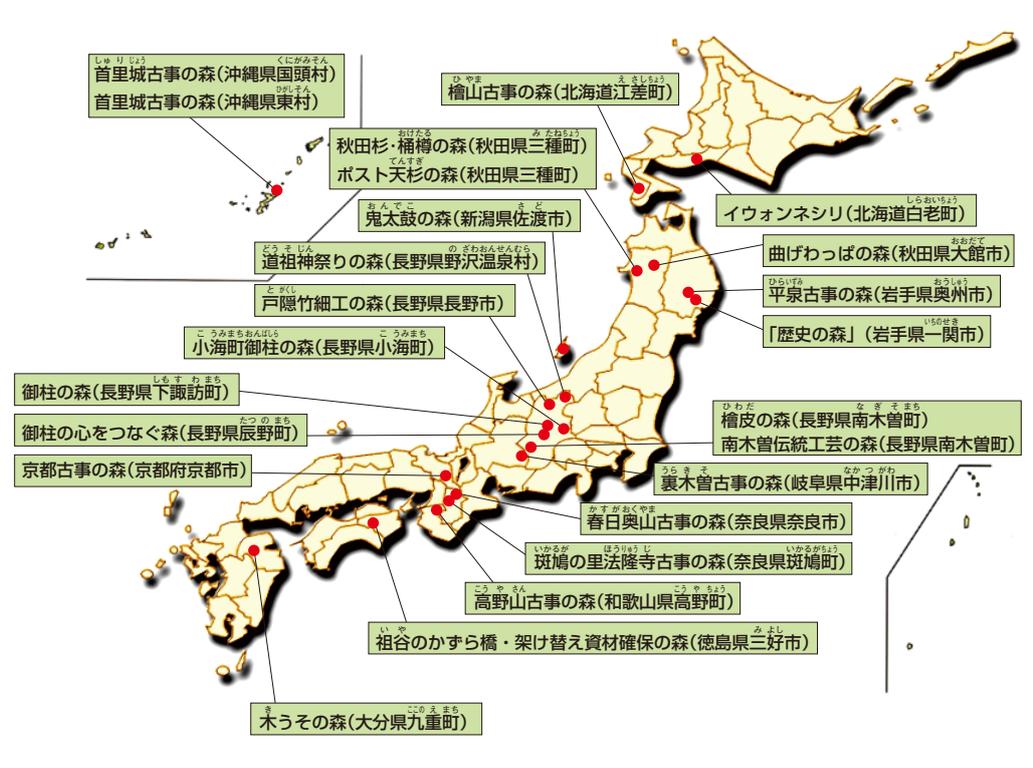
資料：農林水産省「国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」



68 樹木採取権制度における事業実施の基本的な流れ



69 全国の「木の文化を支える森」



注：令和2(2020)年度末現在のデータである。
 資料：林野庁経営企画課作成。

70 福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組(骨子)

福島では、多くの人々が森林とともに暮らし、林業を生業とする生活を営んでこられた。福島の森林・林業の再生は、福島の復興にとって大変重要なものである。福島の県民生活における安全・安心の確保、森林・林業の再生に向けて、県民の理解を得ながら、関係省庁が連携して、以下の取組を総合的に進めていく。

I. 森林・林業の再生に向けた取組

1. 生活環境の安全・安心の確保に向けた取組

- 生活環境の安全・安心の確保のために、住居等の近隣の森林の除染を引き続き着実に実施するとともに、必要な場合には、三方を森林に囲まれた居住地の林縁から20m以遠の森林の除染や土壌流出防止柵を設置するなどの対策を実施。

2. 住居周辺の里山の再生に向けた取組

- 住居周辺の里山等の森林について、地元の要望を踏まえて、森林内の人々の憩いの場や日常的に人が立ち入る場所について適切に除染を実施。
- 広葉樹林や竹林等における林業の再生等の取組を実施。
- 上記に加え、避難指示区域(既に解除された区域も含む。)及びその周辺の地域において、モデル地区を選定し、里山再生を進めるための取組を総合的に推進し、その成果を的確な対策の実施に反映。

3. 奥山等の林業の再生に向けた取組

- 間伐等の森林整備と放射性物質対策を一体的に実施する事業や、林業再生に向けた実証事業などを推進。
- 作業向けにわかりやすい放射線安全・安心対策のガイドブックを新たに作成。

II. 調査研究等の将来に向けた取組の実施

- 森林の放射線量のモニタリング、放射性物質の動態把握や放射線量低減のための調査研究に引き続き取り組み、対策の構築につなげるなど、将来にわたり、森林・林業の再生のための努力を継続。

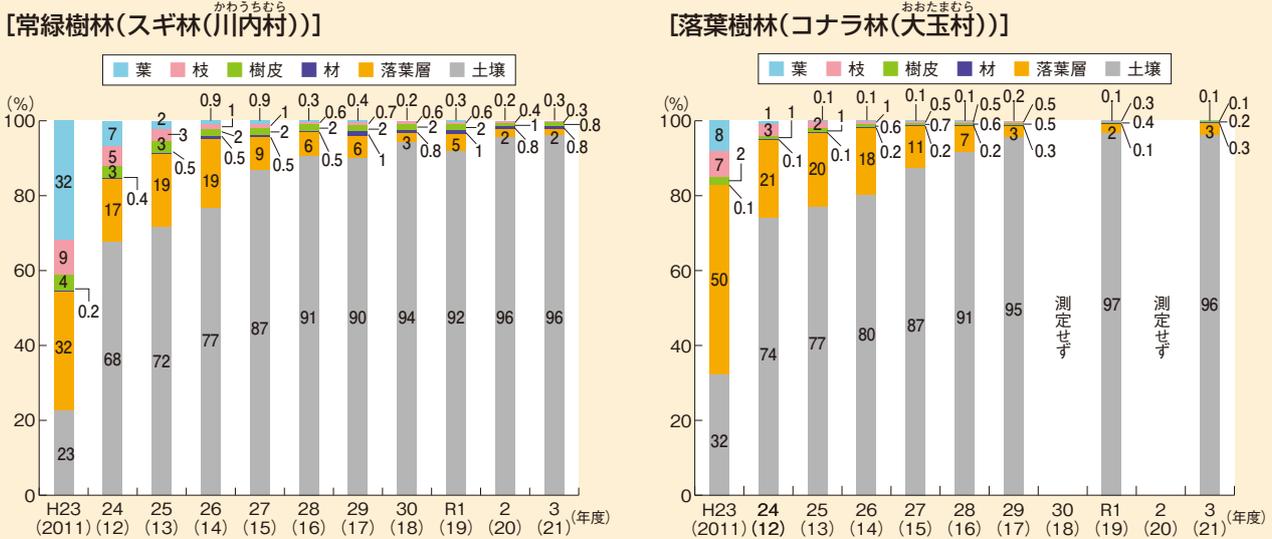
III. 情報発信とコミュニケーション

- 森林の放射性物質に係る知見をはじめとして、森林・林業の再生のための政府の取組等について、地元の自治体や住民の方に対して、ホームページ、パンフレットや広報誌への掲載などにより、最新の情報を発信し、丁寧に情報提供。
- 地元の自治体、地域のコミュニティ等の要望に応じて、専門家の派遣も含めてコミュニケーションを行うことにより、福島の皆様の安全・安心を確保する取組を継続。

注：復興庁、農林水産省及び環境省による「福島の森林・林業の再生のための関係省庁プロジェクトチーム」が取りまとめたもの。
資料：復興庁ホームページ「福島の森林・林業の再生のための関係省庁プロジェクトチーム第2回(平成28(2016)年3月9日開催)」



71 調査地における部位別の放射性セシウム蓄積量の割合の変化



注：落葉樹林(コナラ林(大玉村))については、平成30(2018)年より隔年調査となったため、平成30(2018)年及び令和2(2020)年については調査を実施していない。

資料：林野庁ホームページ「令和3年度 森林内の放射性物質の分布状況調査結果について」

72 放射性物質低減のための原木きこの栽培管理に関するガイドラインの概要

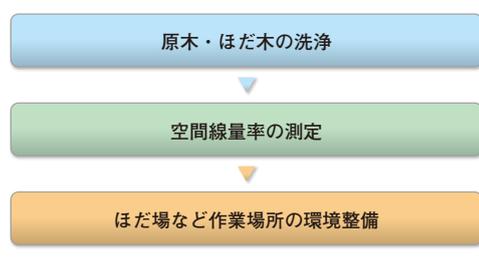
栽培管理の内容

都道府県が、ガイドラインを基に、出荷制限の状況、空間線量率などを勘案して、地域の実情に応じた取組事項を選択できるようチェックシートを作成。生産者は、チェックシートを基に栽培管理を実施。

〈必須工程〉



〈放射性物質を低減するための重要工程〉

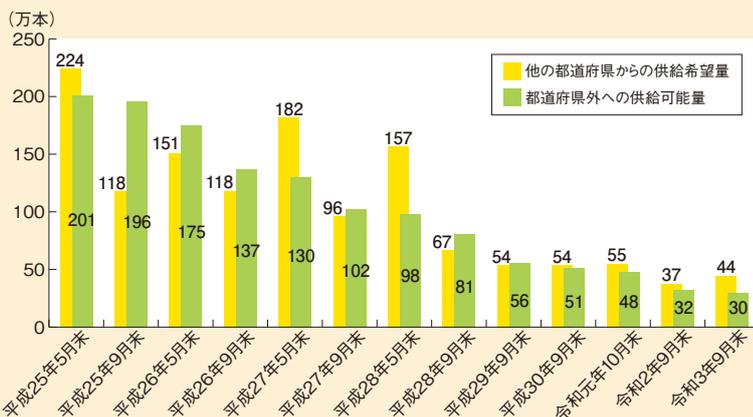


状況に応じて

※本ガイドラインは、出荷制限が指示された地域が否かを問わず安全なきこの栽培するためのものとしての位置付け。
 ※出荷制限が指示された地域については、放射性物質の影響を低減させるための本ガイドラインを活用した栽培管理を実施し、基準値を超えるきのこが生産されないと判断された場合、出荷制限の解除が可能。

資料：林野庁「放射性物質低減のための原木きこの栽培管理に関するガイドライン」

73 きこの原木のマッチングの状況



資料：林野庁経営課調べ。

政策評価

74 「森林・林業基本計画」(令和3(2021)年6月15日閣議決定)に基づく測定指標

政策分野名	測定指標	単位	基準値	基準年度	年度ごとの目標値					目標値	目標年度
					3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
⑩ 森林の有する多面的機能の発揮	齢級別面積の分散	%	0%	29年度	-	-	26	検討中		26%	5年度
	私有人工林における集積・集約化の目標(私有人工林の5割)に対する達成割合	%	71%	27年度	79	81	84	86	89	100%	10年度
	森林関連情報の整備・提供に係る指標(令和4年度に設定)	検討中									
	林業用苗木のうち、エリートツリー等の苗木の本数	万本	283万本	元年度	324	359	401	454	518	3,000万本	12年度
	造林適地を抽出する技術の普及に係る指標(令和5年度に設定)	検討中									
	令和3年度以降に人工造林を実施した面積	万ha	0万ha	2年度	3	8	13	19	26	70万ha	12年度
	人工造林面積のうち、造林の省力化や低コスト化を行った面積の割合	%	22%	29年度	37	40	44	検討中		44%	5年度
	鳥獣害防止森林区域を設定した市町村のうち、シカ被害発生面積が減少した市町村の割合	%	59%	2年度	対前年度以上	対前年度以上	対前年度以上	対前年度以上	対前年度以上	対前年度以上	毎年度
	令和3年度以降に間伐等を実施した面積	万ha	0万ha	2年度	38	78	120	163	207	450万ha	12年度
	林道等の整備量	万km	19.49万km	元年度	19.62	19.69	19.76	19.84	19.93	21万km	17年度
	育成単層林のうち、育成複層林へ誘導した森林の割合	%	1.9%	30年度	2.5	2.7	2.9	検討中		2.9%	5年度
	公的な関与による森林整備に係る指標(令和4年度に設定を検討)	検討中									
	国産材の供給量	万m ³	3,100万m ³	元年度	3,300	3,400	3,600	3,800	4,000	4,000万m ³	7年度
	保安林の面積	万ha	1,221万ha	30年度	1,237	1,243	1,248	1,253	1,259	1,301万ha	15年度
	治山対策を実施したことにより周辺の森林の山地災害防止機能等が確保される集落の数	千集落	56.2千集落	30年度	57.6	58.1	58.6	検討中		58.6千集落	5年度
	適切に保全されている海岸防災林等の割合	%	96%	30年度	98	99	100	検討中		100%	5年度
	保全すべき松林の被害率が1%未満の「微害」に抑えられている都府県の割合	%	85%	元年度	90	93	95	98	100	100%	7年度
	高緯度・高標高の被害先端地域が存する都府県の保全すべき松林の被害率に対する全国の保全すべき松林における被害率の割合	%	100%	2年度	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100%以上	毎年度
	国産の燃料材利用量	万m ³	693万m ³	元年度	720	740	760	780	800	800万m ³	7年度
	新規就業者(林業作業士(フォレストワーカー)1年目研修生)の就業3年後の定着率	%	73%	元年度	75	76	78	79	80	80%	7年度
「森林サービス産業」に取り組む地域数	地域	0地域	元年度	20	30	35	40	45	45地域	7年度	
フォレストサポーターズの登録数	万件	6.9万件	2年度	7.0	7.0	7.1	7.1	7.2	7.2万件	7年度	
森林ボランティア団体数	団体	4,502団体	2年度	4,512	4,522	4,542	4,562	4,582	4,582団体	7年度	
民有林における企業による森林づくり活動の実施箇所数	箇所	1,101箇所	元年度	1,121	1,131	1,144	1,157	1,170	1,170箇所	7年度	
持続可能な森林経営を推進する民間団体等による国際協力プロジェクト数	件	90件	2年度	92	94	96	97	99	99件	7年度	



政策分野名	測定指標	単位	基準値	基準年度	年度ごとの目標値					目標値	目標年度
					3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
② 林業の持続的かつ健全な発展	人工造林面積のうち、造林の省力化や低コスト化を行った面積の割合【再掲】	%	22%	29年度	37	40	44	検討中		44%	5年度
	自動化等の機能を持った高性能林業機械等の実用化件数	件	0件	2年度	-	2	4	6	8	8件	7年度
	スマート林業をモデル的に導入した都道府県数	都道府県	12都道府県	2年度	20	28	37	47	-	47都道府県	6年度
	私有人工林における集積・集約化の目標(私有人工林の5割)に対する達成割合【再掲】	%	71%	27年度	79	81	84	86	89	100%	10年度
	認定森林施業プランナーの現役人数	人	2,167人	2年度	2,300	2,433	2,566	2,700	2,833	3,500人	12年度
	認定森林経営プランナーの現役人数	人	0人	2年度	100	300	500	500	500	500人	7年度
	林業経営体の労働生産性(主伐)	m ³ /人・日	7m ³ /人・日	30年度	8	8	9	9	9	11m ³ /人・日	12年度
	林業経営体の労働生産性(間伐)	m ³ /人・日	4m ³ /人・日	30年度	5	5	6	6	6	8m ³ /人・日	12年度
	安全かつ効率的な技術を有する新規就業者数(林業作業士(フォレストワーカー)1年目研修生の人数)	人	772人	元年度	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200人	毎年度
	新規就業者(林業作業士(フォレストワーカー)1年目研修生)の就業3年後の定着率【再掲】	%	73%	元年度	75	76	78	79	80	80%	7年度
	統括現場管理責任者(フォレストマネージャー)等の育成人数	人	3,128人	元年度	4,670	5,570	6,250	6,730	7,200	7,200人	7年度
	森林組合雇用労働者の年間就業日数210日以上の割合	%	65%	30年度	69	71	73	75	77	77%	7年度
	林業の死傷年千人率	年千人率	25.5年千人率	2年	24.2	23.0	21.7	20.4	19.1	12.8年千人率	12年
	国産きのこの生産量	万トン	47万トン	30年度	47.2	47.4	47.6	47.8	48.0	49万トン	12年度
② 林産物の供給及び利用の確保	国産材の供給量【再掲】	万m ³	3,100万m ³	元年度	3,300	3,400	3,600	3,800	4,000	4,000万m ³	7年度
	素材生産者から製材工場等への直送率	%	40%	30年度	-	-	51%	-	-	51%	5年度
	建築用材における国産材利用量	万m ³	1,800万m ³	元年度	2,000	2,100	2,200	2,300	2,500	2,500万m ³	7年度
	JAS製材(機械等級区分構造用製材)の認証工場数	工場	90工場	2年度	94	98	102	106	110	110工場	7年度
	横架材用のラミナ及び羽柄材を含む国産材建築用材(ひき割類)の出荷量	千m ³	2,036千m ³	30年度	2,070	2,080	2,090	2,100	2,110	2,110千m ³	7年度
	公共建築物の木造率	%	13.8%	元年度	16	17	18	19	20	20%	7年度
	木材を購入する際、国産材であることを重視する人の割合	%	20%	2年度	22	24	26	28	30	30%	7年度
	「ウッド・チェンジロゴマークの使用登録数」に係る指標(令和4年度に設定)	検討中									
	国産の燃料材利用量【再掲】	万m ³	693万m ³	元年度	720	740	760	780	800	800万m ³	7年度
	新素材の開発・実証件数	件	2件	2年度	3	3	3	3	3	3件	毎年度
	製材・合板の輸出額	億円	125億円	元年度	176	209	249	296	351	351億円	7年度
第一種登録木材関連事業者が取り扱う合法性が確認できた木材の量	万m ³	3,035万m ³	元年度	3,473	3,693	3,912	4,131	4,350	4,350万m ³	7年度	

注：当該年度の目標値を設定していない場合には、「-」と記載している。

資料：農林水産省「新たな「森林・林業基本計画」に基づく測定指標」(令和3年度農林水産省政策評価第三者委員会(令和3(2021)年8月3日)資料2)を基に林野庁作成。